

(訟ろ-15-B)

平成31年1月24日

高等裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 宇田川 公 輔

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成30年4月13日付け貴職宛て当職書簡によりお知らせしたとおり、当局は、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会（以下、これらを総称して「専門職団体」という。）との間で、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた後見人等の選任と専門職に期待する役割等について議論を重ねてきました。このたび、当局と専門職団体との間で、後見人等の選任及び専門職に期待する役割についてその基本的な考え方が概ね共有されました。その内容は下記1から3までのとおりです。また、報酬付与の在り方については、上記議論を踏まえて当局が作成した下記4及び5の内容に対して、専門職団体から下記6から9までのとおりの意見が示されたところです。今後はこれらを踏まえて各家庭裁判所においてその実情に応じた検討を進めていただくことになります。

各家庭裁判所におかれでは、上記資料の内容及び専門職団体からの意見を踏まえ、新たな運用に備えた十分な検討を行った上で、各専門職団体の単位会等との間で、後見人等の選任及び専門職に期待する役割について、認識の共有に向けた協議を行ってください。報酬付与の在り方については、各家庭裁判所が後見事務の内容に応じた報酬の付与という基本的な方向性に基づいて検討をしていくことについて専門職団体の理解を得られたところですが、具体的な後見事務の評価及び評価の対象と

なる具体的な事務の内容や負担、さらに適切な評価の前提となる具体的な報告事務の在り方等に関して上記のとおり様々な意見が提示されているところです。各家庭裁判所におかれでは、各地の実情を踏まえ、円滑な報酬付与に向けて必要な意見交換等を行っていただきますようお願いします。

なお、各高等裁判所におかれでは、管内の各家庭裁判所における上記の取組が円滑に進められるよう、よろしくお取り計らいください。

当局では、今後も専門職団体との議論を継続していくことを予定しており、その状況については、適宜、情報提供させていただきます。各家庭裁判所における検討や各専門職団体の単位会等との協議において取り上げられた課題やあい路等については、当局と専門職団体との間の議論で取り上げることがふさわしい場合もありますので、適宜、高等裁判所を通じて当局に情報提供してください。

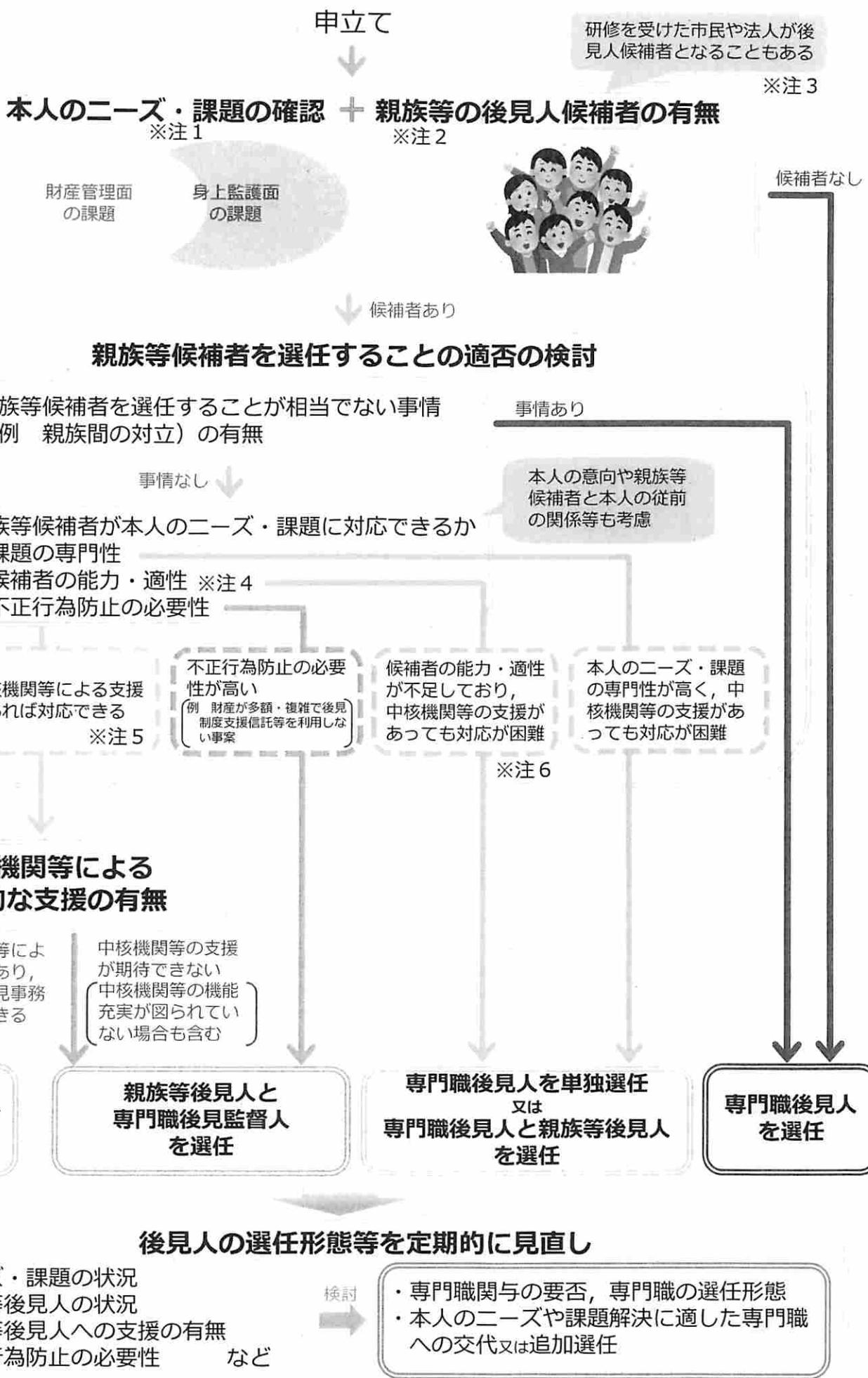
敬　具

記

- 1 基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージ（別添1－1）
- 2 「基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージ」の補足説明（別添1－2）
- 3 専門職の関与を必要とする事案と専門職に期待する役割（別添1－3）
- 4 新たな報酬算定基準検討のための参考資料（別添1－4）
- 5 「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」の補足説明（別添1－5）
- 6 最高裁判所の後見人報酬に係る提案について（日本弁護士連合会作成）（別添2－1）
- 7 「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」に関する意見（日本司法書士会連合会作成）（別添2－2）
- 8 最高裁判所「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」及びその補足説明並びに「新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）」に対する意見書（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート作成、同支部意見のまとめを含む。）（別添2－3）

9 「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」（補足説明含む）への意見（公益社団法人日本社会福祉士会作成）（別添2-4）

基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージ 別添1－1



「基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージ」の補足説明

この「基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージ」（以下「選任イメージ」という。）は、家庭裁判所に対して後見開始の審判の申立てがされた事案について、中核機関等による親族等後見人の支援が十分に機能するまでの過渡期における、家庭裁判所での後見人等選任の検討過程をイメージとして図示したものである。

この選任イメージは、家庭裁判所における後見人等選任の検討過程について、家庭裁判所と専門職団体との間で共通認識を形成する目的で作成したものであり、中核機関等における後見人候補者のマッチングにおける検討過程を示したものではないことに留意されたい。

注1：「本人のニーズ・課題」との記載について

「本人のニーズ」とは、後見人が、本人の権利擁護の観点から、財産管理面及び身上監護面において解決すべき問題を意味する。

また、「課題」とは、当該事案において、後見事務を行う上で問題となり得る事項を意味する。

注2：「親族等」との記載について

「親族等」とは、専門職以外の者で、本人にとって身近な支援者を意味する。本人をよく知り、後見人として支えてゆく意欲と能力のある方であれば、親族に限らず、近隣の知人なども、後見人候補者になり得ると考えられる。

注3：「研修を受けた市民や法人が後見人候補者となることもある」との記載について

研修を受けた市民が後見人候補者となっている場合について、当該候補者を後見人として選任するか否かの判断にあたっては、家庭裁判所が、選任イメージに記載されている検討要素のほか、市町村による市民後見人の育成に向けた研修の内容、研修終了者の経験・実績、研修終了者に対する支援態勢等の諸事情（現状においては、これらの諸事情は地域によって異なっている。）をも考慮して判断することになると考えられる。

また、法人が後見人候補者となっている場合について、当該法人を後見人として選任するか否かの判断にあたっては、選任イメージに記載されている検討要素のほか、当該法人の性質、当該法人の実績、本人との利害関係の有無等の諸事情をも考慮して判断することになると考えられる。

注4：「候補者の能力・適性」との記載について

候補者の「能力」とは、後見事務を処理する能力を意味する。

また、候補者の「適性」とは、後見人として適切に事務を行うための資質を意味する。具体的には、本人の意思の尊重や権利擁護の理念を理解し、家庭裁判所や中核機関等の

関係機関・関係者と連携して、本人の利益のために後見事務を行うことができる資質をいう。

注5：「中核機関等による支援があれば対応できる」との記載について

「中核機関等による支援があ」る場合とは、親族等後見人が後見事務を行うにあたり、継続的に中核機関等による支援を受けることができる環境にあることを意味する。中核機関が親族等後見人に対する支援を行っていなくても、専門職や福祉機関等が中核機関に代替して継続的な支援を行っている場合は、「中核機関等による支援があ」るといえる。

また、中核機関等による支援があれば「対応できる」とは、中核機関等による支援を受けることにより、本人のニーズ・課題への対応を含め、親族等後見人が自ら全ての後見事務を行うことができる場合を指す。

なお、中核機関の機能が充実するまでの過渡期においては、家庭裁判所が当該事案に関して入手することができる情報は限られており、後見開始の審判を行う時点で、本人のニーズ・課題や候補者の能力・適性を的確に把握することが困難な場合もあると考えられる。このような過渡期における状況を踏まえると、家庭裁判所は、候補者が「中核機関等による支援があれば」一応自ら「本人のニーズ・課題に対応できる」と判断した場合において、「中核機関等の（継続的な）支援が期待できない」ときは、親族等後見人に加えて専門職後見監督人を選任し、その後、監督人が監督事務を通じて後見人が適切に後見事務を処理しているか否か（当初は把握していなかった課題や親族等後見人の能力・適性に関する問題がないか）を確認した結果に基づき、専門職関与の要否や選任の形態を見直すという運用を行うことが考えられる。選任イメージにおいては、このような過渡期における運用は、「中核機関等による支援があれば対応できる」→「中核機関等による継続的な支援の有無」→「中核機関等の支援が期待できない」→「親族等後見人と専門職後見監督人を選任」→「後見人の選任形態等を定期的に見直し」の類型に含まれるものと整理している。

注6：「候補者の能力・適性が不足しており、中核機関等による支援があっても対応が困難」との記載について

「候補者の能力・適性が不足しており、中核機関等による支援があっても対応が困難」な場合とは、家庭裁判所が後見開始の審判を行う時点において、候補者の能力が不足し、又は候補者が後見人としての適性を欠いており、中核機関等による支援があっても本人のニーズ・課題に対応することが困難であることが判明している場合を意味する。

専門職の関与を必要とする事案と専門職に期待する役割

	専門職の関与を必要とする事案		専門職に期待する役割		
親族等の候補者を選任することが相当でない事情がある事案	本人が親族等から虐待を受けている事案		<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び本人財産の保護 ・虐待者からの隔離 		
	本人が親族等の候補者を選任することに反対しており、他に適切な候補者がいない事案		<ul style="list-style-type: none"> ・本人意思の尊重 		
	親族間に対立があり、親族等の候補者を選任した場合にトラブルが予想される事案 (「親族間の対立」には、候補者の選任に反対する親族がいる場合を含む。)		<ul style="list-style-type: none"> ・後見事務処理の中立性・透明性の確保 ・後見事務処理に関する親族の意見について、本人の権利擁護の観点から、必要な調整をすること 		
後見人	前任の後見人による不正が発覚した事案		<ul style="list-style-type: none"> ・前任の後見人による不正内容の調査及び報告 		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 高い法律的知見を要する課題がある事案 </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 繼続的に法律上の専門的な対応が必要とされる課題がある事案 ※個別の事案における諸事情を考慮して専門職の継続的関与の必要性を判断する </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 一時的に法律上の専門的な対応が必要とされる課題がある事案 (例) 訴訟、債務整理等が予定されている事案 ※将来的には個別受任による効果的な関与が考えられる </td></tr> </table>	高い法律的知見を要する課題がある事案	繼続的に法律上の専門的な対応が必要とされる課題がある事案 ※個別の事案における諸事情を考慮して専門職の継続的関与の必要性を判断する	一時的に法律上の専門的な対応が必要とされる課題がある事案 (例) 訴訟、債務整理等が予定されている事案 ※将来的には個別受任による効果的な関与が考えられる	
高い法律的知見を要する課題がある事案	繼続的に法律上の専門的な対応が必要とされる課題がある事案 ※個別の事案における諸事情を考慮して専門職の継続的関与の必要性を判断する				
一時的に法律上の専門的な対応が必要とされる課題がある事案 (例) 訴訟、債務整理等が予定されている事案 ※将来的には個別受任による効果的な関与が考えられる					
監督人	本人の障害特性に応じた対応が必要となる事案 (例) 本人の障害特性により、地域住民等との間でトラブルを抱えていたり、本人が支援を拒否したりしており、本人と信頼関係を構築するために障害特性に配慮した対応を行う必要がある事案		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的知見を活かした本人対応 		
	高い福祉的知見を要する課題がある事案 (例) 本人の精神的・身体的な状態が安定していない場合や、長期間入所していた施設・病院から地域移行する場合など、環境調整のために的確なアセスメントと必要な福祉・医療等のサービス利用について隨時の柔軟な対応が必要な事案		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的知見を活かした課題解決 		
中核機関等による後見人支援機能が不十分である事案	中核機関等による後見人の支援が期待できず、代替して後見人を支援する必要がある事案		<ul style="list-style-type: none"> ・親族等後見人による後見事務処理に対する助言・指導 <p>(例) 報告書、財産目録、収支予定表等の作成支援 課題の洗い出し、対応策の助言・指導</p>		
不正行為防止の必要性が高い事案	<ul style="list-style-type: none"> ・財産が多額・複雑で後見制度支援信託等を利用しない事案 ・本人と後見人候補者との間に利害関係がある事案 		<ul style="list-style-type: none"> ・不正行為防止 		

新たな報酬算定基準検討のための参考資料

※「基本的」事務は、すべての事案において行うべき後見事務、「付加的」事務は、必要に応じて行うべき後見事務であり、いずれも主要なものを挙げている。
 ※基本的事務における「基本的方針」とは、日常的な後見事務についての方針を指している。
 ※専門職後見人と親族後見人の複数選任の場合は、各後見人の役割及び行った事務の内容を考慮して報酬を按分することを想定している。

主な後見事務		事務の具体的な内容	報酬の加減要素の例												
1 初期(就任時から初回報告まで)															
財産管理事務	基本的	本人財産の調査と財産管理面でのニーズ・課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・事件記録の閲覧・書き ・本人・親族からの財産の引継ぎ ・郵便物等の確認(回送嘱託申立てを含む。) ・金融機関等への照会 												
	基本的	財産目録の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金口座多数(加) ・財産・収支複雑(加) ・財産調査困難(加) 												
	基本的	金融機関等への後見人届出	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関・保険証券会社・年金事務所・市町村各窓口(介護保険・医療保険等)・税務署等に届出 												
	基本的	財産管理の基本的方針決定及び収支予定表の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告までの方針決定 												
身上監護事務	基本的	本人の心身・生活状況と身上監護面での課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・本人・親族との面談 ・医療・福祉関係者等からの聴取 												
	基本的	身上監護の基本的方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・定期報告までの基本的方針の決定 												
報告事務	基本的	後見事務報告書(初回)の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・提出の遅延、添付書類不足(減) 												
2 継続中(初回報告後から終了まで)															
財産管理事務	基本的	財産の維持管理	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">現金・預貯金</td> <td style="width: 75%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・財産の管理と記録 ・定期的な収入の確認 ・本人の生活費その他各種費用の支払 ・現金出納帳の作成 ・収支に関する資料等の保管 </td> <td style="width: 10%; text-align: right; vertical-align: bottom;">} ·収支複雑(加)</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・証券会社からの送付書類等の確認 </td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">} ·財産複雑(加)</td></tr> <tr> <td>不動産</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税等の支払 ・維持管理・修繕 ・火災保険の結約・更新 </td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">} ·維持管理困難(加)</td></tr> <tr> <td>その他財産</td><td></td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">} ·維持管理困難(加)</td></tr> </table>	現金・預貯金	<ul style="list-style-type: none"> ・財産の管理と記録 ・定期的な収入の確認 ・本人の生活費その他各種費用の支払 ・現金出納帳の作成 ・収支に関する資料等の保管 	} ·収支複雑(加)	有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・証券会社からの送付書類等の確認 	} ·財産複雑(加)	不動産	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税等の支払 ・維持管理・修繕 ・火災保険の結約・更新 	} ·維持管理困難(加)	その他財産		} ·維持管理困難(加)
現金・預貯金	<ul style="list-style-type: none"> ・財産の管理と記録 ・定期的な収入の確認 ・本人の生活費その他各種費用の支払 ・現金出納帳の作成 ・収支に関する資料等の保管 	} ·収支複雑(加)													
有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・証券会社からの送付書類等の確認 	} ·財産複雑(加)													
不動産	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税等の支払 ・維持管理・修繕 ・火災保険の結約・更新 	} ·維持管理困難(加)													
その他財産		} ·維持管理困難(加)													
<ul style="list-style-type: none"> ・次回定期報告までの方針決定 ・財産状況に変化があった場合の方針変更 															
<ul style="list-style-type: none"> ・本人・親族等の意向調整困難(加) ・親族間扶養調整(加) 															
付加的	後見制度支援信託・支援預金の契約														
付加的	不動産任意売却	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の性質・規模(加) ・売却困難(加) ・後見人自ら売却先探索(加) ・後見人自ら登記手続(加) 													
付加的	不動産賃貸管理	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の性質・規模(加) ・賃貸物件多数(加) ・賃借人対応(加) ・後見人自ら管理(加) 													
付加的	相続手続	<ul style="list-style-type: none"> ・相続財産の内容(加) ・財産複雑(加) ・後見人自ら登記手続(加) 													
付加的	訴訟外示談	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的利益大(加) ・紛争複雑(加) 													
付加的	債務整理	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的利益大(加) ・債権者多数(加) 													
身上監護事務	付加的	遺産分割協議	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的利益大(加) ・紛争複雑・調整困難(加) ・分割協議案作成(加) 												
	付加的	訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的利益大(加) ・紛争複雑(加) 												
	付加的	調停・審判	<ul style="list-style-type: none"> ・調整困難(加) ・期日出頭の回数・内容(加) ・書面提出の回数・内容(加) 												
	付加的	保険金請求及び受領	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的利益大(加) ・請求手続複雑(加) 												
	付加的	確定申告手続	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類等の準備 ・申告手続複雑(加) ・税理士依頼(減) 												
身上監護事務	基本的	本人の心身・生活状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な本人との面会 ・親族や医療・福祉関係者等からの聴取 												
	基本的	身上監護の基本的方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・次回定期報告までの基本的方針の決定 ・入所先施設の計画書等の更新 ・本人の心身の状況に変化があった場合の方針変更 												
	付加的	年金受給申請													
	付加的	生活保護受給申請													
	付加的	介護保険申請・内容変更	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険認定の申請・更新 ・介護保険負担限度額認定の申請・更新 ・介護保険高額介護サービス費返付申請 												
	付加的	障害者医療費助成申請・内容変更													
	付加的	その他各種申請(福祉サービスを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・(福祉サービスについて)本人の意思確認 												
	付加的	医療契約	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思確認 												
	付加的	住宅の増改築契約	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思確認 												
	付加的	転居	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思確認 ・入居先(介護・医療施設を含む。)の選定 ・入居契約締結 ・入居・退去に伴う事務手続 												
その他	基本的	本人との信頼関係の構築・維持	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な本人との面会 ※身上監護における本人の状況確認と兼ねて行う 												
	付加的	後任の後見人への適正な引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・引継困難(加) 												
報告事務	基本的	後見事務報告書(定期)の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・提出の遅延、添付書類不足(減) 												
3 終了時															
財産管理事務	基本的	事件終了(死亡等の事実を含む。)の関係機関等への通知													
	基本的	債務の弁済	<ul style="list-style-type: none"> ・特定困難(加) 												
	基本的	管理計算													
	基本的	親族への財産引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・引継困難(加) 												
	付加的	火葬・埋葬の契約	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の引取(加) ・後見人が親族(減) 												
	付加的	葬儀契約	<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀を主催(加) 												
	付加的	相続人調査	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人多数(加) 												
	付加的	相続財産管理人選任申立て													
報告事務	基本的	後見事務報告書(最終)の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・提出の遅延、添付書類不足(減) 												

「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」の補足説明

この「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」(以下「参考資料」という。)は、新たな報酬算定基準において報酬付与の対象となる後見事務のうち、全ての事案において行う事務を「基本的事務」、必要に応じて行う事務を「付加的事務」と分類した上で、それぞれについて、①主要な後見事務の項目、②その具体的な内容、③報酬の加減要素の例を列挙したものである。

なお、この参考資料は、各家庭裁判所において新たな報酬算定基準の策定に向けた検討を行うための議論のたたき台として作成したものであり、各家庭裁判所における運用の指針ではないことに留意されたい。

第1 報酬算定の基本的な考え方について

新たな報酬算定基準においては、各後見事務に対応する標準的な報酬額（以下「標準額」という。）を定め、報酬の加減要素がある場合には、裁判官の裁量により標準額から加算・減額することを想定している。

第2 参考資料における用語の意味等についての説明

1 総論

(1) 「主な後見事務」欄について

ア 「主な後見事務」

「主な後見事務」とは、一般的に多くの事案において行われている後見事務のうち主要なものをいう。

参考資料では、後見開始から終了までの時期を、①就任時から初回報告まで、②初回報告後から終了まで、③終了時の3つに分けた上で、それぞれの時期について想定される主要な後見事務を「基本的」事務と「付加的」事務に分けて列挙している。

イ 「基本的」事務と「付加的」事務

「基本的」事務とは、後見人が全ての事案において行う後見事務をいい、「付加的」事務とは、後見人が必要に応じて行う後見事務をいう。「基本的」事務及び「付加的」事務いずれについても、各後見事務に対応する報酬の標準額を定めた上で、事務の難易度や負担の程度等を考慮して標準額から加算・減額することを想定している。

(2) 「事務の具体的な内容」欄について

「事務の具体的な内容」とは、「主な後見事務」ごとに、後見人が通常行うことが想定される標準的な事務の内容をいう。「主な後見事務」の項目を見れば内容が明らかなものや、「標準的」な事務内容とはいえないもの（必要に応じて行う性質の事務など）については記載していない。

(3) 「報酬の加減要素の例」欄について

ア 報酬の「加減要素」

報酬の「加減要素」とは、標準的な事務に対応する標準的な報酬額から、裁判官の裁量によって報酬額を加算・減額することを検討すべき考慮要素をいう。

「報酬の加減要素の例」は、全ての加減要素を網羅したものではなく、報酬額について加算・減額の可能性がある典型的な要素を挙げたものである。実際には、個別の事案に応じて必要となる「主な後見事務」の具体的な内容や、その難易度、負担の程度等を考慮して、報酬額が算出されることとなる。当該要素が認められたとしても、常に報酬額が加算・減額されるものではなく、また、ここに記載のない要素によって報酬額が加算・減額される場合もあり得る。

イ 後見事務を業者等に委託した場合

「付加的」な後見事務を業者等に委託した場合には、一般的に、後見人自身が行う事務量は委託をしない場合よりも少なくなるとともに、委託に要する費用が本人財産から業者等に支出されるものと考えられる。

そこで、例えば、保険金請求や確定申告手続等、必ずしも業者や専門家に委託することが一般的であるとはいはず、後見人自身が行うことが想定されるものについては、業者等への委託が報酬の減額要素となると考えられる。ただし、委託先の選定や契約締結、その他の対応などの事務を行った場合には、その点を付加的事務と評価して報酬を付与することが考えられる。

これに対し、例えば、不動産の任意売却や賃貸不動産の管理、不動産登記手続等、業者等に委託することが一般的であり、後見人自身が行うことが想定されないものについては、業者等に委託せずに後見人自身が行った場合に、報酬の加算要素となると考えられる。

2 各論

(1) 「主な後見事務」及び「事務の具体的な内容」欄

ア 財産管理又は身上監護の「基本的方針決定」

財産管理又は身上監護の「基本的方針決定」とは、後見事務を遂行する上での大まかな目標や計画を定めることをいう。

具体的には、財産管理においては、収支計画を立てたり、財産管理の具体的方法について定めたりすることが想定され、また、身上監護においては、本人、親族及び福祉関係者等の意見を聴いた上で、必要な支援の内容を検討したり、具体的な支援の計画を定めたりすることが想定される。

イ 「本人の心身・生活状況の把握」

(「1 初期」及び「2 継続中」における「本人の心身・生活状況の把握」について)

「本人の心身・生活状況の把握」とは、本人や親族、福祉・介護関係者等との面会等を通じて本人の心身や生活状況を把握することをいう。

(「2 継続中」における「本人の財産・生活状況」の把握について)

本人の心身・生活状況を正確に把握するためには定期的に本人と面談を行う必要があると考えられる。本人の状況把握のためにどの程度の頻度で面会を行うことが望ましいといえるかは、各事案の個別・具体的な事情によって異なることから、目安となる回数を一律に定めることは困難であると考えられる。

例えば、後見人に対し、初回報告の際に①当該事案における適切な本人の状況把握の方法や頻度と、②それが適切であると考える理由について報告を求め、定期報告の際に③初回報告の内容に沿った本人の状況把握を実施したか否かと、④実施しなかった場合はその理由について報告を求め、これらの報告内容を踏まえ、裁判官において、後見事務の具体的な内容や負担の程度に応じて適切な報酬額を付与するといった方法が考えられる。

ウ 「2 繼続中」・「財産管理事務」における「後見制度支援信託・支援預金の契約」

後見制度支援信託又は後見制度支援預（貯）金の契約を締結した場合には、付加的事務として報酬を付与することが想定されている。また、後見制度支援信託等の利用を検討したが、利用が相当ではないと判断して最終的に契約を締結しなかった場合でも、付加的事務として報酬を付与することが考えられる。

エ 「2 繼続中」・「財産管理事務」における「相続手続」と「遺産分割協議」

「相続手続」とは、相続財産の引継等のための事務手続（相続放棄、限定承認の手続を含む。）をいう。「遺産分割協議」については、別途付加的事務として整理していることから、遺産分割協議への対応や遺産分割協議案の作成を行った場合には、付加的事務の「遺産分割協議」として報酬付与の対象となることを想定している。

オ 「1 初期」及び「2 繼続中」の「身上監護事務」における「医療・福祉関係者等とのカンファレンス」

医療・福祉関係者等とのカンファレンスは、本人の意思決定支援の観点から、「身上監護の基本的方針決定」において、通常行うことが想定される。また、「身上監護事務」のうち、転居や福祉・医療契約の締結等、特に本人の心身への影響が大きく、本人の意思確認が必要であると考えられる付加的事務についても、医療・福祉関係者等とのカンファレンスを通常行うことが想定される。もつとも、付加的事務の対応に当たって、特に時間や手間をかけて親族との協議や医療・福祉関係者等とのカンファレンスを行った場合等には、その負担を考慮して、付加的事務の加算要素とすることが考えられる（「報酬の加減要素の例」の「医療・福祉関係者等とのカンファレンスの負担」参照）。

カ 「2 繼続中」・「その他」事務における「本人との信頼関係の構築・維持」

後見人が適切に後見事務を行うためには、本人との間で信頼関係を構築し、これを維持することが必要不可欠である。そして、そのためには定期的な本人との面会等の方法により本人と接する機会を設けることが不可欠であり、これが後見人の基本的な事務の内容に含まれると考えられる。ただし、本人との信頼関係の構築・維持は、通常、「本人の心身・生活状況の把握」のための定期的な面会等により図られると考えられ、特段の事情がない限り、これとは別に「信頼関係の構築・維持のための面会等」を行うことは想定されていない。

なお、本人が後見人に対して頻繁な面会や電話対応など様々な要求を行う事案があり、本人との信頼関係の構築・維持のためには、必要に応じて一定程度その

ような要求に対応せざるを得ない場合も考えられる。このような事案において特別な対応を行った場合には、報酬の加算要素となり得ると考えられる。

キ 「3 終了時」・「財産管理事務」における「債務の弁済」

「債務の弁済」については、死後事務として民法第873条の2第2号に規定されており、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなときを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、これをすることができるとされている。通常、後見人は、本人の死亡後、継続的に発生する債務のうち未払いのもの（施設費、入院費など）を精算した上で管理計算を行い、相続人に財産の引継ぎを行っていると考えられることから、「基本的」事務に分類している。

(2) 「報酬の加減要素の例」欄について

ア 「預貯金口座多数（加）」・「金融機関等多数（加）」

どの程度のものを「多数」と評価すべきかについては事案によることから、明確な基準を設けることは困難であるが、一般的な事案と比較して財産管理事務に時間や手間を要する場合に報酬を加算することを想定している。

財産管理事務の適正化を図るために、多数の預貯金口座を1つの口座にまとめた場合には、この事務を加算要素と評価することも考えられる。

イ 「財産複雑（加）」

どの程度のものを「複雑」と評価すべきかについては事案によることから、明確な基準を設けることは困難であるが、本人が多数の不動産を有していたり、多種多様な金融商品を有していたりするために財産管理事務に時間や手間を要する場合に報酬を加算することを想定している。

ウ 「支援者ネットワークの構築（加）」

適切な意思決定支援や身上監護を行うために、専門家も含めた支援者のネットワークに参加することは、どの事案においても後見人として行う基本的事務であると考えられる。

もっとも、既存の支援者ネットワークへの参加にとどまらず、新規に支援者ネットワークを構築するためには相当な労力を要すると考えられることから、このような場合には報酬を加算することを想定している。

エ 「債務の弁済」における「特定困難（加）」

債務の弁済にあたって「特定困難」である場合とは、債務の有無や額の把握のために、関係者や債権者と推定される者に対して照会を行うなどの調査を要する事案を想定している。

オ 「火葬・埋葬の契約」における「後見人が親族（減）」

火葬や埋葬の契約について、後見人と本人が親子関係にある場合など、通常は親族としてこれらの契約を行うことが想定される身分関係にあるときは、報酬の減額要素となり得ると考えられる。後見人が親族であっても、一般的に親族として火葬や埋葬の契約を行うのが通常であるとはいえない関係である場合など、減額が相当でない事案もあり得る。

カ 「・・・困難（加）」

参考資料には、「財産調査困難」、「本人・親族等の意向調整困難」、「維持管理困難」、「売却困難」、「紛争複雑・調整困難」、「引継困難」、「特定困難」という加算要素を挙げているが、単に困難な事案であることだけが加算要素となるのではなく、困難な事案に適切に対処したことが加算要素となる。

第3 報酬算定と定期報告及び報酬付与申立ての在り方について

基本的事務の内容はどの事案でも共通であることから、基本的事務に対応する報酬の算定については、例えば、定期報告について、必要な記載が盛り込まれるよう書式を改定した上で、報告内容に基づき、報酬額を算定するという方法が考えられる。

これに対し、付加的事務に対応する報酬の算定については、後見人が実際に行った付加的事務の内容を報酬付与申立書に記載し、それに基づき裁判所が報酬額を算定するという方法が考えられる。

新たな報酬算定基準の在り方の検討にあたっては、後見人が実際に行った後見事務の内容を裁判所が把握し適切に評価することができる定期報告及び報酬付与申立ての在り方についても併せて検討する必要があると考えられる。

2019年（平成31年）1月16日

最高裁判所の後見人報酬に係る提案について

日本弁護士連合会

当連合会は、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）を踏まえた専門職の選任と後見事務の在り方につき、最高裁判所と当連合会、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会（これらを併せて、以下「専門職団体」という。）との間で継続的に開催されている協議において、最高裁判所から提示のあった「新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）」、「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」及び「『新たな報酬算定基準検討のための参考資料』の補足説明」（これらを併せて、以下「新報酬算定案」という。）に関し、当連合会が作成した「後見人等において想定される職務項目」（添付資料1）及び「成年後見人の報酬に関するアンケート分析結果」（添付資料2）を踏まえ、以下のとおり問題点を指摘する。

1 基本的な視点

今後、基本計画の趣旨を踏まえ、本人の状況をよく理解している親族等の候補者を後見人等に選任することが促進された場合であっても、本人の権利擁護を図る観点から、弁護士、司法書士及び社会福祉士（以下「専門職」という。）が、本人のニーズや抱える課題に応じた専門的知見に基づき、後見人等としての職責を果たすべき事案は相当数に及ぶことから、後見人等の担い手としての専門職の役割は引き続き極めて重要である。

したがって、成年後見制度の利用促進及び本人の権利擁護の観点から、成年後見制度に精通し、専門的知見を有する専門職が、業務として安定的に後見人等の職務を遂行することができる体制整備は必要不可欠である。

そのため、専門職後見人等の報酬を検討するに当たっては、その報酬が、専門職後見人等が業務として行う職責に見合ったものであることが必要であり、そのような報酬基準を設けることが、成年後見制度の安定、ひいては本人の権利擁護に資するものであるという基本的な視点を確認する必要がある。

また、この課題は基本計画を踏まえた検討である以上、後述する無報酬事案への報酬助成制度の抜本的拡充について、成年後見制度の利用の促進に関する法律

第9条の必要な法制上・財政上の措置及び基本計画に基づく総合的な取組の中で位置付けられ、報酬算定の在り方と一体のものとして取り組まれるべきである。

このような基本的な視点からは、後見事務の難易度及びその事務の質を具体的に評価して報酬額を定めるという、今回の新報酬算定案には、以下のとおり、解決されなければならない問題点が多数存在している。

2 無報酬事業への対応の不可欠性

新報酬算定案のように後見事務の内容及びその質によって報酬を決定するという考え方であれば、被後見人等の財産の多寡にかかわらず報酬が受領されるべきであるが、現状では、本人の財産が少なく、本人の財産からは報酬を支出できない事業（以下「無報酬事業」という。）が相当数に上っている（添付資料2参照）。

無報酬事業への対応策としては、成年後見制度利用支援事業における報酬助成制度の充実が考えられるが、現状において、その運用状況は極めて不十分であると言わざるを得ない。

新報酬算定案を実施するためには、それにより算定された報酬が本人の資産から賄えない場合であっても、成年後見制度利用支援事業による報酬助成等により確実に報酬を受領することができるようになることが不可欠であり、その拡充の必要性につき、最高裁判所及び各家庭裁判所が、それぞれ国及び地方自治体への働きかけを行っていただくことが肝要である。

3 新報酬算定案の具体的な問題点の例

（1）基本的な事務に対する報酬の必要性

新報酬算定案では、後見事務の内容を問わずに一定の報酬を付与する「基本報酬」という考え方を採用しないとされているが、後見人等として求められる基本的な事務が行われているのであれば、一定の報酬が付与されるべきである。この点は新報酬算定案でも、「基本的事務」に対して「標準額」が付与されるとしているため、基本的な問題意識に大きな違いはないと思われるが、「基本的事務」の内容とこれに対する「標準額」については利用者及び後見人等の予測可能性を確保する観点から、あらかじめ開示・提示されることが必要である。また、新報酬算定案では、基本的な事務が行われている場合には一定の標準額が付与されることになると思われるが、その是非を検討するに当たっては、利用者及び後見人等の予測可能性を確保する観点から、基本的事務の具体的な内容及び標準額が提示されることが必要である。

（2）管理財産額と報酬額の算定

新報酬算定案では、管理財産額を基準に報酬を算定する考え方は採用しない方向が示されているが、管理財産が多額な場合には、一般的に後見事務における財産管理上のリスクは高くなり、後見事務の負担は相対的に大きくなるものであるから、管理財産額が多額であることは、原則として、標準額の算定要素に反映させるべきである。

(3) 後見事務を適正に評価するための課題

新報酬算定案では、後見事務を類型化し、その標準的な難易度に応じて標準額を定めた上で、その事務の質に応じて額を加減することを想定しているようであるが、これにつき、上記1の基本的な視点に照らして具体的に適正と評価できる報酬を算定することができるかについては、以下のとおり多くの課題がある。

① 後見事務の多様性

後見人等が行う後見事務は、多種多様にわたるものであり（添付資料1参照），最高裁判所の作成する「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」に掲げられた事務はその一部にすぎないものであるところ、裁判所が個別事案ごとに具体的な後見事務の内容を精査することができるか。

② 基本的事務と付加的事務の区別と実質的な「質」の評価

新報酬算定案において、基本的事務の具体的な内容について専門職団体との間で十分な共通認識は得られておらず、個別事情を考慮しない形式的・類型的判断につながらないか。また、「報酬の加減要素の例」として掲げられている事項も、形式的な事務量の多寡や程度を掲げるものが多く、実質的な「質」を考慮しているとは言えないのではないか。

③ 具体的かつ実質的な評価に係る裁判所の事務負担

仮に、裁判所が具体的な後見事務の内容を精査し、かつ、実質的な「質」を評価して算定することを想定するとして、裁判所の現実的な事務負担を勘案した場合に、具体的にどのような手法でこれを適正かつ円滑に実施することができるのか。

(4) 新報酬算定案が掲げる評価要素の不十分性

上記(3)の基本的な課題に加え、新報酬算定案では、特に弁護士後見人が直面している以下の後見事務の課題について、その質の評価が不十分である。

① 困難事案の評価

親族間紛争や虐待を伴う事案など対応に特別の困難を伴う事案について、新報酬算定案では、「頻回な電話対応や面談」や「特別な対応を要する本人・親族複数」などの加算要素でしか評価することが想定されていないが、こ

これらの事案への対応に要する負担はこのような項目だけの評価では不十分にすぎる。なお、これについては専門職後見等の場合のみならず、法人後見等の場合でも直面する課題である。

② 一回的な法的課題への対応の評価

現行の運用では、遺産分割協議や交通事故等の損害賠償請求などの個別の法的課題の解決について、必ずしも結果に対応した評価は行われていない。新報酬算定案において、事務の内容と質に応じた評価を採用するのであれば、これらの法的課題への対応については、受任事件として対応する場合に準じた適正な水準による評価が行われるべきである。

(5) 後見監督人等に求められる事務と報酬算定要素

最高裁判所が別途提示している「基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージ」の考え方によれば、今後、親族等候補者の支援のための後見監督人等の選任が増加することも予想されるが、従来、後見監督人等に関しては具体的にどのような事務が求められるかが十分に議論されてこなかったため、報酬を検討するに当たっては、まず後見監督人等の具体的な事務内容について共通認識を持つことが必要であり、その上で後見監督人等の具体的な報酬について協議を進めることが必要である。

4 各家庭裁判所と各地の専門職団体の協議の重要性

当連合会としても、後見事務の内容の適正な評価の実現という点には協力を惜しまないが、後見事務の内容は、求められるニーズや課題、本人や親族の属性等により多種・多様であり、類型化や定型的な処理では評価することが難しい対象であることを十分に考慮することが必要と考えている。

今後の各家庭裁判所における検討に当たっては、新報酬算定案は、最高裁判所の「『新たな報酬算定基準検討のための参考資料』の補足説明」において明記されているとおり、各家庭裁判所における運用の指針ではないのであって、実際の報酬算定基準の策定に当たっては、各家庭裁判所と各地の専門職団体の間で十分な協議が行われるべきである。

各家庭裁判所においては、新報酬算定案が掲げる後見事務の内容や程度があくまでも例示であり、参考資料にとどまることを念頭に、専門職団体と十分な協議の上で、本人の権利擁護のため、専門職が業務として安定的に後見人等の職務を遂行することができるとの基本的な視点を踏まえ、各地の実情や個別具体的な事案の特殊性に応じることができるように適正な報酬基準を策定し、かつ、利用者の予見可能性を確保するためにこれを開示することが必要である。

併せて、無報酬事案に対応する各市町村の成年後見利用支援事業における報酬助成制度の拡充についても、各家庭裁判所と専門職団体による各市町村への取組を行うことが求められる。

その一方で、報酬算定の在り方や後見事務の評価については、これまで各家庭裁判所には蓄積が十分でない課題であり、今後も様々な問題が生じることが想定されること、また、国の制度である以上全国的な標準化の要請も図られなければならないことから、今後も各家庭裁判所における協議だけではなく、引き続き最高裁判所と当連合会を含む専門職団体との協議を継続することが必要である。

なお、各家庭裁判所と各地の専門職団体の間の協議に当たっては、当連合会が作成した添付資料1「後見人等において想定される職務項目」及び添付資料2「成年後見人の報酬に関するアンケート分析結果」を参考にされたい。

添付資料

- 1 後見人等において想定される職務項目
- 2 成年後見人の報酬に関するアンケート分析結果

以上

後見人等において想定される職務項目

※すべての職務を網羅しているものではないが、比較的多くが経験している職務をピックアップした。

※基本的事務と付加的事務については、「すべての事案において行うべき事務」とそれ以外という分け方もあるが、財産構成によりすべき事務も異なり、「標準額」の定め方にも関わるため、今回は明記していない。

※備考については、事務量が多くかかる場合を例示した。

日弁連高齢者・障害者権利支援センター

備考

財産管理面		備考
事件把握のための作業	申立書及び添付書類一式の確認(閲覧・複写含む。)	
財産及び財産管理上の課題調査		
①財産の引継ぎ	資産確認及び引継、預貯金通帳・カードの引継 公的書類の引継	・虐待親族等が引渡しを拒むような例あり
②金融機関等への届出・照会	金融機関等への制度利用の届出(窓口訪問) 証券会社、保険会社その他関係機関への制度利用の届出	・金融機関に直接出向いて行うことが通常のため、複数を要する場合には時間をする
③金融資産以外の財産の把握と管理状況の確認	取引先金融機関の調査 金融資産以外の不動産、自動車・貴重品等の動産類の有無、所在場所、内容と管理方法の確認と検討	・通帳や書類が見つからない例あり ・従前の管理者が引き渡しを拒否する例あり
④郵便物の管理	郵便物の確認 必要な場合の郵便物の回付申立	・それまでの生活状況によっては通信販売、量販店・百貨店等からのカタログ、趣味の会、同窓会、その他各種DMや私信が膨大な場合あり
⑤役所等への届出・照会	年金事務所、年金基金、市町村(介護保険、医療保険など)、税務署等に制度利用の届け出(窓口訪問)	・直接出向いて行うことが必要な場合あり
⑥その他	生命保険について受取人が死亡している場合の対応を検討	
生活状況の把握と見透し	今後の収支見透しの立案	
提出書類の作成作業	初回報告書、財産目録、収支予定表の作成と提出	
その他		
身上監護面		備考
本人・支援者との面会	本人との面会 支援者(福祉職、介護職(施設含む)、医療関係者、友人等)との面会 親族との面会	・同居親族からの拒絶等がなされる場合あり ・円滑な面会ができない場合あり ・親族の人数や個性によっては、時間的・精神的負担が大きい場合あり
本人の課題把握と基本方針決定	本人を取り巻く社会資源の把握と連絡調整の開始 本人のADL、人となり、経歴を把握。本人の望む生活設計の確認と実現可能性の検討 本人と親族、親族間の関係性を把握 本人の生活環境を変更する場合の内容を検討 本人に必要な社会資源(介護保険、年金、福祉サービス、障害者手帳など)の検討 本人に必要な社会資源(介護保険、年金、福祉サービス、障害者手帳など)の利用申請	・社会資源である支援者間に意見の相違があると困難 ・家族・支援者がいない場合あり ・本人の手元の資料等から探るなど容易ではない場合あり ・親族が疎遠な場合あり ・親族間又は本人と親族との間の関係が悪い場合あり
ネットワークの構築	基本方針決定に基づくネットワークの構築	・ネットワーク構成員候補がない場合あり ・ネットワーク構成員が多数だったり、構成員間の関係が良くなかったりする場合あり
その他		

財産管理面		備考
財産の日常管理		
① 預貯金	金融機関等からの郵便物の取得、内容確認、必要に応じて手続 記帳して振込・引落内容を把握 不明なものは調査。不適切な引落の停止措置 普通預金口座に確保しておくべき適切な残高を把握し、必要に応じ定期に預け替え 満期定期の返済手続 ペイオフ対策 クレジット預金の景品申込	・自宅送付でないと受け付けてくれない金融機関がある場合あり ・預貯金が多数な場合あり ・不適切な引落かどうかの判断に時間と時間を要する場合あり ・適切な残高を把握するのが困難な場合あり ・判断に時間を要する場合あり
② その他有価証券	各金融商品の内容の把握と吟味 定期的な取引状況報告書の確認 状況により換金手続きをして現金化 配当金の受領(窓口受領、窓口受領から振込への変更手続) 株主総会手続の処理 株主優待品等の受領と引渡し、場合によっては換価処分	・自宅送付でないと受け付けてくれない金融機関がある場合あり ・上場株式ではない場合あり ・株式が多数ある場合あり ・株式が多数ある場合あり
③ 不動産管理	固定資産税の支払 管理費・修繕積立金の支払い 賃料の支払い 火災保険等の保険料支払い、内容検討、更新手続 庭木の適正管理、雑草の駆除 除雪、落葉、水抜き 防犯・豪雨・暴風・シロアリ・ネズミ対策等を検討し、必要に応じて業者を利用するなどして適切に対処 災害時の修繕等の検討 郵便受けの整理(DMやチラシの処分)	・業者の手配や現地立ち会いが必要な場合あり ・定期的な訪問が必要な場合あり

財産管理面		備考
③ 不動産管理	賃貸物件の管理、管理会社を利用する場合には、管理会社からの相談や照会に対応	・賃貸物件や賃借人、従前の管理会社が優良とは限らない場合あり
	収益物件の退去時の精算、リフォーム業者依頼、新規募集、新たな入居契約締結、敷金・保証金の管理	・賃貸物件や賃借人が優良とは限らない場合あり
	空き家対策	・場所や築年数によっては、相当な時間と労力が必要な場合あり
④ 保険関係	保険料の支払い	
	保険金の請求 火災・生命・傷害・医療・年金型・自動車保険等の契約の更新、見直し、解約	・保険事故の性質や保険会社によっては労力を要する場合あり
⑤ 黄金属	黄金庫による保管	
	介護保険認定の申請・更新手続き 障害区分認定・障害サービス支給認定の更新手続き	・認定調査の立ち会いが必要な場合あり
⑥ 公的制度の手続き	介護保険負担限度額認定申請と更新	
	医療保険負担限度額認定申請と更新	
	減額請求	
	高額医療支給申請、介護保険高額介護サービス費返付申請	
	年金申請手続き	
	年金裁定請求	
	年金現況届	
	年金における扶養家族等の申告書作成	
⑦ 税務申告	公営住宅の家賃の減額申請	
	労災申請	・申請手続に時間と労力を要する
	生活保護申請	・申請手続に時間と労力を要する
	転籍申請(新規申請に準じる)	
	おむつ代申請等	
	収入申告	
	被爆者援護制度、戦没者特別遺族弔慰金等の申請	・申請手続に時間と労力を要する
	確定申告(税理士を依頼する場合には、税理士との契約)	
⑧ 各種支払い	住民税の申告	
	扶養家族給金への回答	
	各種公租公課の支払い	
	本人への定期的生活費の支払い	・本人からの問い合わせ等が多数ある場合あり
	本人への臨時の必要費への対応(相談と支払い)	・本人の意思の尊重と経済的余裕との調整、場合によっては説得が必要
	施設費等生活費の支払い	・直接訪問しなければいけない場合あり
	保険料などの支払い	
	公共料金の支払い、自動引き落とし管理	
	各種領収書類のチェック	
	扶養家族への生活費支給	
⑨ 隨時的財産管理	親族立替金の返済	・金額の調整が必要な場合あり
	居住用不動産の売却(許可申請)	・許可申請書類作成に時間と労力を要する
	後見制度支援信託・支援預金の利用の検討	・必要性の判断、金額の判断、申請手続が必要
	訴訟提起、応訴、審判	・性質上、時間と労力を要する
⑩ 訴訟など	調停	・性質上、時間と労力を要する
	示談交渉	・性質上、時間と労力を要する
	行政不服審査手続	・性質上、時間と労力を要する
	負債返済、債務整理、自己破産申立	・性質上、時間と労力を要する
	相続財産の調査	・性質上、時間と労力を要する
⑪ 遺産分割・相続	相続人の調査、公示送達、外国籍の調査、不在者財産管理人申立	・性質上、時間と労力を要する
	遺産整理事務	・親族がない場合あり ・親族がいても親族間対立がある場合あり ・後見人に絶対的・非協力的な場合あり
	遺産分割協議	・他の相続人の個性によっては相当の負担となる場合あり
	遺言の受取手続	
	遺留分減殺請求	
その他	空き家の場合のNHK受信契約、固定電話契約の解約を検討	
	隣接物や定期購入品、通信販売・役務提供の離脱・中止の手続、必要に応じた解約交渉	
	本人申込み商品等の受取、キャンセル等の対応	・本人が商品を多数申し込んでいたり、販売店等が優良でない場合あり
	携帯電話の申込みや解約手続	・携帯電話会社に理解がない場合あり
	自宅保管現金の管理	・自宅が広い場合あり ・物が大量にある場合あり ・整理整顿がされていない場合あり
提出書類の作成作業等	定期報告書の提出	
	随時報告書の提出	
	連絡書による家計への相談、報告	・複雑な場合あり ・多數の場合あり
本人と状況把握と信頼関係の構築	本人との面会・電話対応等 定期訪問・随時訪問	・対応に時間的・精神的負担のかかる人あり
	支援者との面会・電話対応等	・対応に時間的・精神的負担のかかる人あり
	親族との面会・電話対応等	・対応に時間的・精神的負担のかかる人あり
ネットワークの構築と実施	支援者ネットワークの構築作業	・ネットワーク構成員候補がない場合あり ・ネットワーク構成員がいても多数だったり、構成員間の関係が良くなかったりする場合あり

身上監護面		備考
ネットワークの構築と実施	ケース会議への出席	・会議の場所が遠方・不便な場合あり ・会議が多数回の場合あり ・会議が長時間の場合あり
	施設家族懇談会等への出席	
	施設の催し物(夏祭り、敬老会等)への出席	
	家族会への出席	
	ネットワーク会議	
初回報告・終了	親族調査、必要に応じて、親族と身上監護(保護)について相談	・調査困難な場合あり ・不応答の場合あり ・親族によっては相談に時間的・精神的負担を要する
	サービス計画の検討、承認	
	ケースカンファレンスへの出席	
	サービス利用契約の締結や更新	
	在宅生活から施設生活への変更の場合、ご本人への説明、様返しの施設見学、場合によっては紹介業者の選定・利用、体験入居手続(契約)、本入居手続(契約)、利用料等の支払	・性質上、時間と労力を要する
利用サービスの確認・調整	住宅の増改築契約	
	入院・退院手続	
	通院同行	・時間が読めず、半日～1日を要する
	治療方針に関する医師説明(ムンテラ)への参加	
	医療行為に関し、ご本人の意思決定を支援	・難しい判断を迫られる
医療に関する事務	身体的不具合の説明、医療行為の内容や受け取ることの良い点、危険な点を説明	・本人の個性によっては相当骨が折れる
	制度ないし後見人等への不信任から業務妨害的な親族などへの対応	・性質上、時間と労力を要する
	相続関係への対応	・在宅生活をしている場合、近隣関係が円満でない場合には、苦情等も寄せられるため、相当の対応が必要となる
	後任の後見人への適切な引継ぎ	・後任の後見人の個性によっては骨が折れる
財産管理面		備考
死亡に伴う通知事務	死亡の事実の各機関への通知	
	通知に伴い、書類提出を求められる場合の対応	
	死亡届手続(届出となること)	
火葬・埋葬に関する事務	遺体の引取、未払入院費等の支払、葬儀等につなげる段取り(菩提寺、葬儀社への連絡等)	・性質上、特に突然の場合で、菩提寺の把握もできていない場合は非常に労力を要する
	火葬、埋葬等の手続	
	葬儀、火葬への参列、お骨拾い	・一般的な葬儀と同様のことを行う場合、かなりの時間を要する
終了時(死後事務)	納骨、永代供養の手続	
	施設退去手続(書類作成・部屋の明渡)	
	入居一時金の返還手続き	
施設等からの退去事務	賃借物件の部屋の明渡(荷物搬出等)	
	債務の支払い	
各種契約の終了事務	相続人調査	・相続人の人數や親族関係によっては、時間を要する ・連絡をしても応答しない相続人がいる場合あり
	遺産内容について相続人に説明	
	保管財産などの相続人への引継ぎ	・相続人間に争いがある場合あり ・連絡がつかない場合あり
	相続手続について相続人に一般的な説明	・相続人の個性や人數によっては相当な負担を要する
	相続人への引継報告書の提出	
財産の引継ぎ事務	相続財産管理人選任の申立	
	管理計算	
	終了報告書の提出	
身上監護面		備考
死亡の事実の各関係者への通知		

成年後見人の報酬に関するアンケート分析結果 2018.12.21 現在

日弁連高齢者・障害者権利支援センター

■実施概要

【回答期間】2018年9月19日(水)～10月31日(水)

【回答対象者】日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員・幹事、各弁護士会の関連委員会委員等

【回答方法】メール又はFAX

■回答者属性

1 関東	172 件
2 近畿	61 件
3 中部	37 件
4 中国地方	23 件
5 九州	38 件
6 東北	41 件
7 北海道	64 件
8 四国	24 件
	460 件

問1 (後見人・保佐人・補助人ケース)裁判所が決定した報酬額が、活動内容に見合わない(低額である)と感じたケースはありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1 ある	318 件	69.1%
2 ない	138 件	30.0%
3 無回答	4 件	0.9%
	460 件	100.0%

問2 問1で「1 ある」と回答された方にお聞きします。概ね何件ありましたか。

1 1 件	99 件	31.1%
2 2 件	69 件	21.7%
3 3 件	59 件	18.6%
4 4 件	14 件	4.4%
5 5 件	28 件	8.8%
6 6 件	7 件	2.2%
7 7 件	2 件	0.6%
8 8 件	6 件	1.9%
9 9 件	3 件	0.9%
10 10 件以上	15 件	4.4%
11 100 件以上	1 件	0.3%
12 複数・沢山等	9 件	2.8%
13 無回答	7 件	2.2%
	318 件	100.0%

日弁連高齢者・障害者権利支援センター

回答者 460 人のうち、約 7 割が、裁判所が決定した報酬額が、活動内容に見合わない（低額である）と感じたケースを有している。それぞれの弁護士の経験年数、担当件数が区々のため、担当案件の内でどの程度多く感じているものかどうかは不明であるが、5 件以上または「複数・沢山」と回答した者が全体の 22.3% に及んでいる。

問3 問1で「1 ある」と回答された方にお聞きします。具体的な内容について、教えてください。

問4 報酬付与審判にあたり、裁判所に適正に評価してもらいたいと感じている点はどのような点ですか。具体的な内容について、教えてください。

※ 問3 と 問4 は回答内容が重複していたため、併せた回答傾向をまとめて集約した。

★比較的多かった回答を類型すると、次のとおりである。

- (1) 弁護士として訴訟、調停、交渉（特に困難な遺産分割協議等含む）を行った場合、通常の弁護士報酬がほとんど加算されていない又は低額に過ぎる。
例：虐待案件、特異な親族、クレーマーによる多数の要望、電話対応等
- (2) 親族・関係者対応の労力・苦労を考慮してもらえていない。
例：環境調整（居所探し、身の回りの物の購入、財産が少ないとによるやりくり等）、身よりがない故の活動（訪問、病院付き添い・立ち会い等）、本人の特異な性格等

(1)については、各地であげられている。得られた経済的利益を考慮するべき、旧日弁連の報酬基準、少なくとも法テラスの報酬基準額は加算して欲しいという意見は複数あった。また、経済的利益や財産増加にはつながらなくても（破産申立、被告事件等）、弁護士専門職としての労力を考慮して欲しいという意見も複数あった。

遺産分割については、調停・訴訟等で通常代理人として行う報酬にほど遠いという意見が多数あった。また、調停に至らない協議であっても財産が多様・関係者調整困難等の苦労があるが報酬に反映されていない等、遺産分割協議に関する意見は全体を通してかなり多く見受けられた。

遺産分割事件以外でも、交通事故損害賠償請求事件、家族間紛争（調停など）についても同様の意見があった。

- (2)については、業務妨害、警察沙汰（脅迫等）になった例をあげる意見も多数見られた。元々紛争性があることから弁護士が後見人等に選任されている数が多くあり、必然的にその苦労を抱えるケースが多いが、その中で精神的に疲弊しているという報告や意見が多くあった。
- (3)については、本人による頻繁な電話や要望に日々苦労しているが報酬に反映されない（保佐案件で、本人が若年の方によくある傾向である）、そもそもそういう事案は財産額が少なく、活動に見合わないという意見も複数あった。(2)の親族虐待・紛争と連動して、本人に頼る親族がいないため、必然的に身上監護にも苦労している例の報告も多数あった。

★ その他の回答は、次のとおり。

- (1) 死後事務
- (2) 触法者
- (3) 不動産管理
- (4) 不動産売却
- (5) ゴミ屋敷の処分
- (6) 膨大な事務作業量
- (7) 施設遠方等による訪問
- (8) 登記手続き・確定申告
- (9) 初年度の諸々
- (10) 就任して様々な作業を行ったが間もなく死亡してしまい低廉
- (11) 信託案件について時間と労力に比して低廉
- (12) 信託案件について課題が色々見つかり対応したのに報酬額が一律

全体として、家裁に対しては、報酬には反映されないだろうと考え、付加事情として報告していないことも多くあるようである。身上監護の苦労についてはそもそも考慮されるかどうか分からず、またどう家裁に伝えればよいのかわからないという意見もあった。

付加される事情なのかどうなのかも明確にされたいという意見もある。一方、裁判官と話し合いをし、その後変更により加算してもらった、その後運用改善してもらったという例も報告されていた。

問5 (監督人ケース)裁判所が決定した報酬額が、活動内容に見合わない(低額である)と感じたケースはありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1 ある	81 件	17.6%
2 ない	295 件	64.3%
3 無回答	84 件	18.1%
	460 件	100.0%

問6 問5で「1 ある」と回答された方にお聞きします。概ね何件ありましたか。

1 1 件	52 件	64.2%
2 2 件	13 件	16.0%
3 3 件	6 件	7.5%
4 5 件	2 件	2.5%
5 10 件	2 件	2.5%
6 複数・時々等	4 件	4.9%
7 無回答	2 件	2.5%
	81 件	100.0%

成年後見人の報酬に関するアンケート分析結果 2018.12.21 現在

日弁連高齢者・障害者権利支援センター

問7 問5で「1 ある」と回答された方にお聞きします。具体的な内容について、教えてください。

監督対象となる後見人が専門職後見人であるか親族後見人であるか必ずしも明示されないものが多く含まれているが、その中で活動に見合った報酬になっていないとしているものの傾向は、本人財産（僅少）考慮されていない4件、連絡調整の負担が考慮されていない2件、身上監護面の考慮がされていない4件、財産管理面での考慮がなされていない7件、監督に費やした時間が考慮されていない4件というものであった。

監督人の労力が反映されていないとするものについて、具体的な後見人の指導や、後見人に代わって報告書等の書類作成をするなど後見人と同程度以上の事務負担があるにもかかわらず、当該後見人の報酬よりも低額であるという指摘は多く、また、監督人として遺産分割協議などをしても、通常の弁護士会の報酬目安に即したものにならないとの指摘も多かった。

さらには、監督人として、直接に本人支援の業務負担があっても考慮されてないとするものもあり、また事案が本人が遠方にあったり、緊急対応を要したり、親族後見人の不正行為の対応をする等の特別の負担があっても、それが評価されていないという指摘もあった。

また、就任時、入院時、施設選び、死亡時といった後見業務の負担が高い時期の監督人の負担も配慮されていないとの指摘もあった。

問8 報酬付与審判に当たり、裁判所に適正に評価してもらいたいと感じている点はどのような点ですか。

問7の回答傾向にもあるように、後見監督人の業務についても、かなりの手間と労力、時間がかかっているということを評価してほしいという意見が36件あり、また、後見人を支援・指導・助言することの負担はなかなか裁判所に理解してもらえていないという意見が29件あり、事案の特殊性に応じた評価をしっかりしてほしいという意見が24件あり、主な意見はこの三点に集中していた。

これ以外にも、自分で後見人として業務を行う以上に監督人の方が時間を費やすということや、管理財産額によって後見監督人の負担は変わるとは限らないため、財産の多寡だけを考慮しきりにして欲しいとの意見、また財産管理以外の後見人の職務への対応も評価すべきであるとの意見、そもそも不祥事を防止するための後見監督人の責任の重さへの配慮もすべきとの意見がみられた。

問9 報酬付与審判申立をしていないケースはありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1 ある	113 件	24.6%
2 ない	320 件	69.6%
3 無回答	27 件	5.8%
	460 件	100.0%

成年後見人の報酬に関するアンケート分析結果 2018.12.21 現在

日弁連高齢者・障害者権利支援センター

問12 報酬決定は得たものの、実際に報酬を受領しなかった（出来なかった）ケースはありますか。
該当する番号1つに○を付けてください。

1 ある	83 件	18.0%
2 ない	351 件	76.3%
3 無回答	26 件	5.6%
	460 件	100.0%

問10で、報酬付与審判申立てをしていないケースが「ある」が 24.6%，問12で、報酬付与審判を得たにもかかわらず実際に報酬を受領できなかったケースが「ある」が 18.0%と、少なくとも回答者の4割以上が無報酬事案を経験している。

問10 問9で「1 ある」と回答された方にお聞きします。概ね何件ありましたか。

1 1 件	59 件	52.2%
2 2 件	26 件	23.0%
3 3 件	7 件	6.2%
4 4 件	3 件	2.7%
5 5 件	9 件	8.0%
6 6 件	2 件	1.8%
7 10 件	2 件	1.8%
8 無回答	5 件	4.4%
	113 件	100.0%

報酬審判の申立すらできない無報酬事案の件数は、1 件又は 2 件が合計 75.2%と多くを占めているものの、1 人で 5 件以上ある者が合計 11.5%と無報酬事案経験者の 1 割以上もいる。

問11 問9で「1 ある」と回答された方にお聞きします。申立をしない理由を教えてください。

報酬付与審判を申立てない理由としては、大多数が、本人の生活費の余剰が乏しく支払能力がない又は請求がためらわれることを掲げている。

そもそも収支がマイナスの事案もあり、実費請求もできず持ち出しとなる事案も散見された。

また、債務整理を目指として家裁から推薦依頼を受けることが多いが、返済を優先させて報酬請求を控えているものが6件あった。

なお、万が一の事態への備えを考慮すると預金残高が 100 万円程度では申立てはできないとの指摘も複数あった。

そのほか、本人や親族が、後見人等に攻撃的であったり、後見制度の利用に拒否的であったりするなどの関係性から、報酬の審判を得ても円滑に受領できない可能性が高いことを理由として申立てを控えたものが 11 件あり、専門職の中でも主に弁護士が選任されることになる紛争性の高い事案については、往々にして報酬付与を申立てにくい事案が多くある。

成年後見人の報酬に関するアンケート分析結果 2018.12.21 現在

日弁連高齢者・障害者権利支援センター

問13 問12で「1 ある」と回答された方にお聞きします。概ね何件ありましたか。

1 1 件	58 件	70.7%
2 2 件	13 件	15.9%
3 3 件	1 件	1.2%
4 4 件	2 件	2.4%
5 5 件	1 件	1.2%
6 20 件以上	2 件	2.4%
7 多数	1 件	1.2%
8 無回答	4 件	4.9%
	82 件	100.0%

審判を得たにもかかわらず報酬が受領できなかった件数は、1 又は 2 件が合計 86.8%と大部分を占めているものの、「20 件以上」や「多数」といった回答もあった。

問14 問12で「1 ある」と回答された方にお聞きします。報酬を受領しなかった(出来なかった)理由を教えてください。

審判を得ても報酬受領しなかった理由についての回答内容は、概ね問 11 の回答と共通する。特に、相続人間で紛争が生じたり、相続人が支払を拒否するなど、相続人との関係性によるものが 15 件と多かった。

問15 報酬助成事業(成年後見制度利用支援事業など)を利用したが、裁判所が助成事業の上限額まで報酬審判をしてくれなかったケースはありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1 ある	44 件	9.6%
2 ない	369 件	80.2%
3 無回答	47 件	10.2%
	460 件	100.0%

問16 問15で「1 ある」と回答された方にお聞きします。概ね何件ありましたか。

1 1 件	17 件	38.6%
2 2 件	9 件	20.5%
3 3 件	2 件	4.5%
4 4 件	4 件	9.1%
5 5 件	2 件	4.5%
6 10 件以上	4 件	9.1%
7 20 件	1 件	2.3%
8 30 件	1 件	2.3%
9 担当した全件	1 件	2.3%
10 無回答	3 件	6.8%
	44 件	100.0%

成年後見人の報酬に関するアンケート分析結果 2018.12.21 現在

日弁連高齢者・障害者権利支援センター

助成上限額を下回る報酬額の審判となった経験が「ある」との回答は 9.6% であった。そのうち、1 又は 2 件が合計 59.1% であるが、10 件以上ある者が 16.0% もあり、中には 30 件以上という回答もあった。

問17 問15で「1 ある」と回答された方にお聞きします。上限額まで審判請求されなかった理由について、分かる範囲で教えてください。

助成上限額を下回った理由として、家裁から報酬助成制度を考慮しないと明言された旨の回答も数件あったが、基本的には理由は明かされていなかった。

回答者の大部分は、家裁が助成基準を考慮せず本人資産額を基準にしたのではないかと推測していた。

そのほか、家裁が報酬助成制度を理解していないのではないか、審判どおりに上限額が支給されるか分からないと考えて躊躇しているのではないかと推測している回答もあった。

問18 報酬助成事業を利用しようとしたが、実際には利用ができなかつたケースはありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1 ある	68 件	14.8%
2 ない	339 件	73.7%
3 無回答	53 件	11.5%
	460 件	100.0%

問19 問18で「1 ある」と回答された方にお聞きします。概ね何件ありましたか。

1 1 件	43 件	63.2%
2 2 件	9 件	13.2%
3 3 件	2 件	2.9%
4 4 件	2 件	2.9%
5 5 件	2 件	2.9%
6 6 件	1 件	1.5%
7 10 件	1 件	1.5%
8 多数	1 件	1.5%
9 無回答	7 件	10.3%
	68 件	100.0%

問20 問18で「1 ある」と回答された方にお聞きします。具体的な内容を教えてください。

報酬助成制度を利用できなかつた理由で一番は、市町村長申立てしか助成の対象になつておらず、その他の申立て無報酬事案だったことから制度利用できなかつたとの回答が20件と多くを占め、関与に拒否的な親族に無理矢理申し立てさせることの不合理さを指摘する意見もあり、市長申立てに制限していることの弊害が強くうかがわれた。

支給の要件に関しては、生活保護受給者に限定している、世帯収入によるといった基準の不合理さを指摘するもののほか、生活費の緩衝材として残しておきたいなけなしの預金を理由に非該当とされたとい

成年後見人の報酬に関するアンケート分析結果 2018.12.21 現在

日弁連高齢者・障害者権利支援センター

う指摘も散見された。また、監督人や保全事件が対象外とされていることの不合理を指摘するものもあった。

また、当該自治体に助成制度がない又は制度創設直後で利用できなかつたものが5件、制度があっても予算の制約から利用できなかつたものが3件、利用が2年待ちと時間を要するものが1件あつた。

問21 無報酬案件・低額報酬案件を受任した理由について、教えてください。

この回答は、回答者の多くが無報酬事案を受任している経験を反映して、詳細な回答が多く、内容も様々であるため類型化が難しいが、概括的にまとめるとすれば、受任理由として非常に多かったのは、弁護士としての使命感や義務感から公益・社会貢献を理由に引き受けたとするものと、本人の権利擁護に鑑み断れないとするもの(具体的には、虐待事案との回答)が多数を占めた。

いずれも弁護士が本人にとって最後の砦であり、断れば他に引き受け手がいないとの認識が共通していた。

一方で、これ以上このような無報酬の件数が増えるともはや受任困難になる、と限界を指摘する回答も相当数あつた。後見事案は一旦選任されると長期間の関わりとなり、次第に件数が累積していくため、受け皿の負担と数の両面で限界が近付いてきている地域も相当数あると考えられる。

また弁護士会からの打診に対し受任義務を課している単位会も多く、その他にも、裁判所から直接頼まれた、自治体や福祉機関から頼まれた、弁護士会からの依頼は断れない、断ると他の弁護士に迷惑がかかる等、事実上断れずに受任している事情を掲げる回答も多かつた。

問22 後見人・監督人等の報酬について御意見があればお書きください。

★比較的多かった意見の類型は、次のとおりである。

- (1) 本人の資産が乏しい場合には、国選のように国が報酬を支払うべきである
 - ・無報酬・低額報酬の財源を確保すべき。そうしないと人材はない。
 - ・無報酬で、困難案件。自腹を切らなければならないのは何とかして欲しい。
 - ・身上監護面を評価しようとするには評価するが、身上監護が大変な人は資産がないことが多い。
 - ・過疎地に関しては国や県が補助すべき
 - ・本人に資力がない場合の公的負担制度を整備しなければ制度は破綻すると思う。
- (2) 不服申立の制度を作るべき、または、報酬につき裁判所と協議できるシステムが欲しい
- (3) 訴訟等の弁護士業務を実施した際には通常の弁護士報酬を加算すべきである。
また、もし反映されないのであれば他の弁護士を使うことができるようすべきである。
- (4) 財産が多額の案件において、後見事務が必ず複雑とは限らないが、後見職務としてリスクがあり、コストもかかるることは理解していただきたい
 - ・実際に相応の責任が発生する。
 - ・報酬について、経済的事情のみを重視する方針ではなく、本人の利益を家裁が認識し、決定にも反映して欲しい。
 - ・健康保険料でも収入が多い人はその部分を負担しているのと同様に、資産の多い人は報酬負担が高くなることには合理性がある。
- (5) 基本報酬を廃止すれば後見業務を引き受けることが困難になる。今後引き受け手がなくな

ると思われる

- (6) 現在の目安はけして高すぎることはないと思う。
- (7) 全般的に報酬額は低い
- (8) 身上監護による報酬を基準とすることは、一般論としては正しいが、後見業務の理解や被後見人の特性についての特性をわかっていることが必要となる。報酬に関する事情報告書で詳細なアピールをすることになり、専門職側も裁判所もその事務作業で疲弊するであろう。
- (9) 基準を明確にして欲しい。

★その他の意見について

- ・他士業に比べて報酬が安く困難なケースが弁護士に集中する傾向があると感じる。
- ・後見人の具体的な活動をもう少し考慮して報酬を決定して欲しい。
- ・有資格者が責任を負っていることから、問題の発生の抑止力となっていることの意味を評価してほしい
- ・監督人がついたため後見人報酬が減額されるのは割に合わない。
- ・報酬額がリスクや労力にあっていない、タイムチャージ性の方が活動実態にあう。
- ・後見監督人は監督権限が大きくなっているのに責任は大きく不合理である。
- ・基本報酬が本人の資産の多寡にかかるのは仕方ないが、付加報酬が少なすぎる。

問23 後見人・監督人等として、見合わない報酬で、職務に苦労された事案で、一般に知って欲しい、理解してほしい事案がありましたら、簡潔に御紹介ください。

★比較的多かった意見の類型は、次のとおりである。

- (1) 成年後見監督人に就任した事案で、親族後見人の書類作成能力に問題があることから、成年後見監督人がほとんど報告書類を作成する事態になることがある
- (2) 親族や虐待者からの難題に対応していることを理解してほしい。面談が夜間や休日になつたり、職務に悩み鬱病の手前まで来たこともあります、又、事務員が辛い思いをすることもある。
- (3) 本人が遠方の施設にいる場合には多大な時間を要する
- (4) 保佐・補助事案で、本人の特性（統合失調症等の精神疾患など）から対応に苦慮したり、困難になったりするケースがある。本人が畠から果実を盗むとか、本人が暴力事件を起こし、被害者に罵声を浴びせられた（5年間報酬ゼロ）、本人を頻回に訪問して生活保護の管理をしなければならない案件（報酬はゼロ）。本人が通帳を管理させない、頻繁な電話をかけてく、金を借りまくる、警察沙汰が多い等。
- (5) 死亡後の手続きに時間や手間がかかる
- (6) 訴訟案件等通常の事件で弁護士として受任した場合に得られる弁護士報酬が、後見人等に就任して後見人として実施した場合には認められない
- (7) 在宅で身上監護をするものが同居していないケースは、特に対応に時間と労力を要する。信頼関係を作るための面会、病院入所施設との連携にも時間を取る。緊急連絡先になると夜間や休日も対応を余儀なくされる
- (8) 現状では、後見人等の報酬は本人に資力がなければ支払われない制度設計であることを一

成年後見人の報酬に関するアンケート分析結果 2018.12.21 現在

日弁連高齢者・障害者権利支援センター

般社会に知ってもらいたい。無報酬というのはゼロではなく、交通費等の実費や事務所固定経費からすれば持ち出しであるということも。

★その他の意見については、次のとおりである。

- ・金融機関の手続には時間要する。(特に遠方であると大変である。)
- ・任意監督人は本人に会いに行くべきと考える。
- ・裁判所は、親族が自らできると思う場合にも専門職をつけているので、親族の不満を産むのではないか。
- ・高額の資産を持つ人は従来型で低所得者は行政が助成して従来の報酬までにする。

【アンケートの全体的な傾向を踏まえたまとめ】

- (1) 資産が少なく、成年後見人等の報酬が見込めない人に関しては、公的な報酬制度を完備する必要がある。また、現行の市町村の報酬助成制度については、一定の制約があるとされており(市区町申立に限る、生活保護世帯に限る、低額でも一定の金額以上の流動資産がある場合には対象とならない、困難案件があるにもかかわらず極めて低額である等)の意見が出されている。
 - (2) 後見人として弁護士業務(訴訟や遺産分割や債権回収、破産申立等)を実施した場合の報酬が低額である。裁判所によつては、成年後見人に弁護士を選任し、低額で業務を実施させた後に親族に変更すると公言していたところもある。弁護業務を担当した場合には、旧日弁連報酬基準に則った報酬にするか、そうでなければ、成年後見人として他の弁護士に依頼することを認めるべきという意見が大きかった。
 - (3) 資産を有する被後見人のケースでは、通常、管理する財産も多くリスクも大きいことから資産を基準として報酬が決定されることに合理性があると考えられ、又、こういうケースを担当することで無報酬や低報酬のケースを担うことが可能となっている実態も、報酬助成制度が不十分な中では無視することができない現実であることも指摘されていた。
 - (4) 弁護士の後見業務の内容として知っておいてほしいことは、親族からの難題や虐待対応に時間的にも精神的に大きな負担を費やしている事実や、保佐や補助のケースでは、本人の特性により本人対応や身上監護等に多くの労力を要すること、後見類型でも本人対応に心身とも疲弊するケースもあるが、このような事情は報酬に反映していないということである。
- また、このような虐待対応事案や困難事件は本人に資産がない場合が多く、結果的に無報酬や低額報酬となることである。なお、無報酬案件は単なる報酬がないのではなく、場合によっては、交通費は事務所経費については持ち出しとなっているものさえあった。

以上

最高裁判所の後見人報酬に係る提案について（概要）

日本弁護士連合会

1 基本的な視点（本文1頁）

▶専門的知見を有する専門職が、本人の権利擁護のために、安定的に後見人等の職務を遂行することができる体制整備は不可欠

専門職後見人等の報酬が、職責に見合ったものであることが必要

▶無報酬事案への報酬助成制度の拡充は、総合的な取組の中で位置付けられ、報酬算定の在り方と一体のものとして取り組まれるべき

報酬を検討するための前提として議論が必要

2 無報酬事案への対応の不可欠性（本文2頁）

▶成年後見制度利用支援事業拡充のための自治体への働きかけ

▶算定された報酬が本人の資産から貰えない場合には、成年後見制度利用支援事業による報酬が受けられるようにすることが不可欠

3 新報酬算定案の具体的な問題点の一例（本文2頁）

(1) 基本的な事務に対する報酬の必要性

(2) 管理財産額と報酬額の算定

(3) 後見事務を適正に評価するための課題

① 後見事務の多様性

② 基本的事務と付加的事務の区別と実質的な「質」の評価

③ 具体的かつ実質的な評価に係る裁判所の事務負担

(4) 新報酬算定案が掲げる評価要素の不十分性

① 困難事案の評価

② 一回的な法的課題への対応の評価

(5) 後見監督人等に求められる事務と報酬算定要素

4 各家庭裁判所と各地の専門職団体の協議の重要性（本文4頁）

▶報酬算定基準の策定に当たり、各家庭裁判所と各地の専門職団体の間での十分な協議が必要

▶後見事務の内容の類型化・定期的な処理では評価することが難しい対象であることの考慮が必要

▶最高裁と専門職団体との協議継続が必要

※詳細は「最高裁判所の後見人報酬に係る提案について」をご参照ください※

平成31年1月22日

「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」に関する意見

日本司法書士会連合会
後見制度対策部利用促進ワーキングチーム

平成30年12月25日に最高裁より示された「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」について、当連合会後見制度対策部利用促進ワーキングチームにおいて検討を行い、追加又は削除すべきと思われる項目について青字で記入（取り消し線を含む）したので、以下、その補足説明をする。

1 複数選任の場合の報酬の按分について

参考資料冒頭には「※専門職後見人と親族後見人の複数選任の場合は、各後見人の役割及び行った事務の内容を考慮して報酬を按分することを想定している。」と記されている。これは、1名の後見人が選任されている場合に付与されるであろう報酬額を2名で按分する、という趣旨と理解されるところである。

しかしながら、あえて2名を選任することには、財産管理が複雑、あるいは身上保護が困難といった諸事情が背景にあるわけで、2名が選任されることによって、より良質な後見が行われることが期待され、そのような結果となっているはずであるから、これら2名の報酬の合計額を、1名を選任した場合と同額の範囲に抑えなければならないという理由はないものと考える。よって、この点については、実情に応じた柔軟な対応をお願いしたい。

2 「動産処分」と「同行支援」の追加について

「主な後見事務」の財産管理事務に「動産処分」を、身上保護事務に「同行支援」を追加した。

「動産処分」に関しては、不動産の任意売却時や転居時における自宅内の動産処分が典型例ではあるが、売却や転居以外にも動産を処分する必要は生ずる（空き家管理のためやゴミ屋敷状態の解消など）ため、一つの項目として追加すべきと考える。

「同行支援」については、事実行為ではあるが、後見人等が自らの車や公共交通機関によって本人と移動を共にする機会は不可避的に生ずるものであるとともに、支援の体制や本人の財産状況によっては、全ての移動を親族や福祉関係者又は介護タクシー等の方法によって補うことができず、後見人等による直接の支援が必要な場合が出てくるからである。また、同行が長時間にわたる場合は加算要素とすべきと考える。

3 「事務の具体的な内容」の追加について

標記参考資料においては、2の継続中における、「後見制度支援信託・支援預金の契約」から「保険金請求及び受領」まで、3の終了時においても「事件終了の関係機関への通知」から「後見事務報告書の提出」までの事務の具体的な内容欄が空白となっている。

そこで、「不動産任意売却」、「不動産賃貸管理」、「相続手続」、「訴訟外示談」、「債務整理」、「遺産分割協議」、「火葬・埋葬の契約」、「葬儀契約」について、「事務の具体的な内容」を追加した。

これらの事務については、必ずしも全ての後見人等が経験するわけではない内容も含まれているものと思料するが、ここに標準的な事務内容を記載しておくことに意義があると考えたからである。

4 虐待への対応加算について

1の初期の「財産管理の基本方針決定及び収支予定表の作成」欄に「経済的虐待への対応」を、「身上保護の基本的方針決定」欄に「身体的虐待等への対応」を加算要素として追加した。経済的、身体的、精神的又は心理的虐待からの回避というは、後見事務における極めて大きな課題であり、これについては記載しておくことが相当である。

5 不動産現地調査について

1の初期の「本人財産の調査と財産管理面でのニーズ・課題の把握」欄に「不動産現地調査」を加算要素として追加した。本人が遠方に不動産を所有している場合（旧来の実家や別荘地など）、賃貸物件を保有している場合、係争物件を保有している場合など、就任時に不動産の現地調査を行わなければならないケースは少なからず存在する。このような場合は、通常に比べて確実に財産調査に要する時間と労力を要するため、追加したものである。

6 確定申告における税理士への依頼について

2の継続中の「確定申告手続」において、「税理士依頼」が減算要素として掲げられているが、確定申告手続には、簡便なものもあれば複雑なものもあるため、一律に減算要素とすることには賛成しがたい。不動産の精緻な評価が必要となるケースや、複雑な金融商品に基づく収入についての申告などにおいては、後見人等が自ら申告を行うよりも税理士に依頼した方がはるかに本人の利益に繋がる場合もあり得る。また、このようなケースにおいて税理士に依頼する場合も、各種資料の提供や事情説明などの打合せが必要となるなど、一概に事務が軽減されるとも言いがたい。よって、税理士に依頼したことのみをもって一律に減算要素と捉えることについては、再考を願いたい。

7 「本人の心身、生活状況の把握」における在宅加算と「親族との協議」について

本人が入院中や施設等に入所中であるなど、ほぼ24時間の看護、支援ができる

状況にある場合と、自宅や知人宅に在宅中のため、本人の状況を把握する必要性が生じる状況下にある場合では、後見事務に費やす労力に大きな差異があることは明白である。したがって、本人が在宅の場合は、一定程度の加算要素とすべきと考える。

また、標記参考資料の身上保護事務において「その他の各種申請（福祉サービスを含む。）」、「医療契約」、「住宅の増改築契約」、「転居」の加算要素として「親族との協議」が掲げられているが、親族との協議が一律に加算要素となり得るのかについては疑問なしとしない。なぜなら、上記のようなケースにおいて、親族と通常のコミュニケーションが取れる場合は、その親族と協議することは当然であり、むしろ、親族と協議することもなくこれらの事務を行えば後見人等への信頼は大きく損なわれる可能性が大きいからである。したがって、これら項目における「親族との協議」は「事務の具体的な内容」欄に転記すれば良いと考える。

8 遺骨の保管について

後見業務完了後に親族への引継ぎが困難であるケースとして、財産の引継ぎは終了しても遺骨の引取りを拒否されるケースが存在する。このような場合は、後見人等が事務所や自宅で数か月間遺骨を保管しなくてはならない事態に陥る。

そこで、遺骨を長期間保管するような場合は加算されるべきと考え、3の終了時の「火葬・埋葬の契約」欄に「遺骨の保管」を加算要素として追加した。

9 「提出の遅延、添付書類不足」の減算について

提示された案では、提出の遅延に加えて添付書類不足が減算要素として掲げられている。提出の遅延については尤もであるが、添付書類については、ある書類を添付すべきかどうか後見人等と裁判所とで判断が異なる場合もあるうし、裁判所によって報告時に添付すべき書類についての考え方方が異なり、ある庁には不要だが、別の庁には必要といったケースも存在するのではないだろうか。したがって、「添付書類不足」を一律に減算要素とすることについては再考を願いたい。

10 本人の金融資産の少ない場合の後見人報酬について

参考資料とは直接の関係性はないが、例えば、その事務内容から後見人報酬として50万円を審判できるが、本人の金融資産が25万円しかない場合、裁判所は50万円と審判を下す（ただし受領できない部分については本人の資産回復後受領すること、といった注記等を加える）のか、25万円以下の審判を下すのか。この点については、個々の裁判官による判断に任せるのでなく、統一的な処理をしていただきたいと考える。

新たな報酬算定基準検討のための参考資料

※「基本的」事務は、すべての事案において行うべき後見事務、「付加的」事務は、必要に応じて行うべき後見事務であり、いずれも主要なものを挙げている。
 ※基本的事務における「基本的方針」とは、日常的な後見事務についての方針を指している。
 ※専門職後見人と親族後見人の権限過任の場合は、各後見人の役割及び行った事務の内容を考慮して報酬を按分することを想定している。

主な後見事務		事務の具体的な内容	報酬の加減要素の例													
1 初期(就任時から初回報告まで)																
財産管理事務	基本的	本人財産の状況と財産管理制度でのニーズ・課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・事務記録の開設・整頓 ・本人・経営者からの財産の引継ぎ ・財産物権の確認(面接・電話・郵送申立てを含む。) ・金融機関等への預金 													
	基本的	財産目録の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金口座多枚(加) ・財産・収支実績(加) ・財産賃貸団体(加) ・不動産賃貸団体(加) 													
	基本的	金融機関等への後見人届出	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関・保険会社・年金事務所・市町村各窓口(介護保険・医療保険等)・税務署等に提出 													
	基本的	財産管理の基本的方針決定及び収支予定表の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告までの方針決定 ・本人・経営者の意向調整団体(加) ・親族間調整団体(加) ・経済的判断への対応(加) 													
身上益被保任事務	基本的	本人の心身・生活状況と身上益被保任までの課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・本人・経営者の面談・医療・福祉関係者からの聴取 													
	基本的	身上益被保任までの基本的方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・定期報告までの基本的方針の決定 													
報告事務	基本的	後見事務報告書(初回)の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・提出の遅延・添付書類不足(減) 													
2 繙続中(初回報告後から終了まで)																
財産管理事務	基本的	財産の維持管理	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">現金・預貯金</td><td style="width: 25%;">・財産の管理と把握 ・定期的収支の確認 ・本人の生活費その他の各種費用の支払 ・現金出納帳の作成 ・収支に関する資料等の保管</td><td style="width: 25%;">・収支確認(加)</td><td rowspan="4" style="width: 25%; vertical-align: middle; text-align: center;"> } 財産維持(加) </td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>・証券会社からの交付書類等の確認</td><td></td></tr> <tr> <td>不動産</td><td>・固定資産税等の支払 ・維持管理・修繕 ・火災保険の締結・更新</td><td>・維持管理団体(加)</td></tr> <tr> <td>その他財産</td><td></td><td>・維持管理団体(加)</td></tr> </table>	現金・預貯金	・財産の管理と把握 ・定期的収支の確認 ・本人の生活費その他の各種費用の支払 ・現金出納帳の作成 ・収支に関する資料等の保管	・収支確認(加)	} 財産維持(加)	有価証券	・証券会社からの交付書類等の確認		不動産	・固定資産税等の支払 ・維持管理・修繕 ・火災保険の締結・更新	・維持管理団体(加)	その他財産		・維持管理団体(加)
現金・預貯金	・財産の管理と把握 ・定期的収支の確認 ・本人の生活費その他の各種費用の支払 ・現金出納帳の作成 ・収支に関する資料等の保管	・収支確認(加)	} 財産維持(加)													
有価証券	・証券会社からの交付書類等の確認															
不動産	・固定資産税等の支払 ・維持管理・修繕 ・火災保険の締結・更新	・維持管理団体(加)														
その他財産		・維持管理団体(加)														
基本的	財産管理の基本的方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・次回定期報告までの方針決定 ・財産状況に変化があった場合の方針変更 ・本人・経営者の意向調整団体(加) ・親族間調整団体(加) 														
付加的	後見制度支援信託・受取預金の契約															
付加的	不動産登記手続	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思確認 ・経営者の意思確認 ・戸籍登記手続・登記料・登記手数料・登記手数料等の支拂 ・登記料の計算 														
付加的	不動産賃貸管理	<ul style="list-style-type: none"> ・賃租委託契約締結・更新 ・火災保険契約・更新 ・賃借人募集 														
付加的	動産処分	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内の荷物の区分・売却 ・自動車の区分・売却 														
付加的	相続手続	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関・保険会社・年金事務所等手続 ・貯蓄手続 														
付加的	訴訟外示候	<ul style="list-style-type: none"> ・対立当事者の意向確認 ・監査・評議會・契約書の締結 ・銀行借入 ・競争 														
付加的	債務整理	<ul style="list-style-type: none"> ・債務状況調査 ・債務整理契約書 ・本人の意思確認 ・相続人間の債務整理 														
付加的	遺産分割協議	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人扶養 ・相続財産請求 ・本人の意思確認 ・相続人間の遺産分割 														
付加的	贈与・遺産・民事再生	<ul style="list-style-type: none"> ・相続の利益大(加) ・相続手数料(加) 														
付加的	賃貸・富利	<ul style="list-style-type: none"> ・預り ・返却申請・返却料の支拂 ・富利 ・賃貸手数料 ・賃貸料 														
付加的	年金受給申請															
付加的	生活保護受給申請															
付加的	介護保険申請・内容変更	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険認定の申請・更新 ・介護保険負担限度額認定の申請・更新 ・介護保険高齢介護サービス費還付申請 														
付加的	障害者医療費請求申請・内容変更															
付加的	その他各種申請(福祉サービスを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・(福祉サービスについて)本人の意思確認 ・経営者の意思 														
付加的	医療契約	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思確認 ・経営者の意思 														
付加的	住宅の増改築契約	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思確認 ・経営者の意思 ・増改築の目的と範囲・品質の検討 														
付加的	駐居	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思確認 ・経営者の意思 ・入居先(介護・医療施設を含む。)の選定 ・入居契約締結 ・入居・退居に伴う事務手続 														
身上益被保任事務	基本的	本人の心身・生活状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な本人との面会 ・経営者や医療・福祉関係者等からの聴取 													
	基本的	身上益被保任の基本的方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・定期報告までの基本的方針の決定 ・人間生態学的方針書類の更新 ・本人の心身の状況に変化があった場合の方針変更 													
	付加的	精神支援	<ul style="list-style-type: none"> ・面接 ・各種申請・詮撲投票失権 ・富利 ・賃貸手数料 ・賃貸料 													
	付加的	年金受給申請														
	付加的	生活保護受給申請														
	付加的	介護保険申請・内容変更														
	付加的	障害者医療費請求申請・内容変更														
	付加的	その他各種申請(福祉サービスを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・(福祉サービスについて)本人の意思確認 ・経営者の意思 													
	付加的	医療契約	<ul style="list-style-type: none"> ・(経営者の意思) ・医療・福祉関係者等とのカンファレンスの出席(加) 													
	付加的	医療・福祉契約	<ul style="list-style-type: none"> ・(経営者の意思) ・医療・福祉関係者等とのカンファレンスの出席(加) 													
	付加的	住宅の増改築契約	<ul style="list-style-type: none"> ・(経営者の意思) ・医療・福祉関係者等とのカンファレンスの出席(加) ・増改築の目的と範囲・品質の検討(加) 													
	付加的	駐居	<ul style="list-style-type: none"> ・(経営者の意思) ・医療・福祉関係者等とのカンファレンスの出席(加) ・入居・退居に伴う事務手続(加) ・賃貸料 													
その他	基本的	本人との連絡関係の構築・維持	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な本人との面会 ・身上益被保任における本人の状況確認と連れて行く 													
	付加的	後任の後見人への適正な引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な対応を要する本人・経営複数(加) 													
	報告事務	後見事務報告書(定期)の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・提出の遅延・添付書類不足(減) 													
	3 終了時															
財産管理事務	基本的	事件終了(死亡等の事實を含む。)の關係機関への通知														
	基本的	債務の清算	<ul style="list-style-type: none"> ・特定団体(加) 													
	基本的	賃貸計算														
	基本的	親族への財産引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・引継団体(加) 													
	付加的	火葬・埋葬の契約	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地及び火葬場の確認 ・遺骨の運送 													
	付加的	葬儀契約	<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀社の選定 ・死別者の冥福確認と使用喪服の決定 ・葬儀の日程・規模・儀式の決定 ・参列者への連絡 													
	付加的	相続人募集	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人多数(加) 													
	付加的	相続財産管理人選任申立て														
	報告事務	後見事務報告書(最終)の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・提出の遅延・添付書類不足(減) 													

平成31年1月22日

最高裁判所「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」及びその補足説明並びに
「新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）」に対する意見書

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
利用促進法対応対策部会

第1. 総論

「報酬は、後見事務の難易度及びその事務の質に応じて評価する」ことについて、方向性としては賛成する。しかし、以下の第2. 及び「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」「同補足説明」のように整理した場合、様々な問題点があり、第3. の意見・要望に詳述しているとおり、後見人等の報告事務が増えるだけでなく、家庭裁判所の監督事務も膨大になることが懸念されるため、導入にあたっては慎重な配慮を求める。

また、同時に、成年後見制度利用支援事業等の報酬助成制度の適正運用が担保されない限り、新たな報酬算定の導入は、第3. の意見・要望に示したように専門職後見人の報酬の実質的切り下げになるおそれがあるため、導入にあたっては成年後見制度利用支援事業等の報酬助成制度の拡充が必須である。

そのため、導入については、十分な周知期間を確保し、場合によっては導入時期を延期する等も含め慎重な対応を求めるとともに、導入後の状況の検証の実施及び検証期間の設定等の考慮を求める。また、各地の家庭裁判所においては、導入の際には必ず三士会等との意見交換を含む十分な協議の機会を設けることを求める。

第2. 新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）（現状の問題点に対する最高裁判所の改善案）の整理

1. 後見報酬に関して指摘される点とそれに対して考えられる方策

（1）「基本報酬」という考え方を採用しない

後見事務の内容を問わずに一定の報酬額を付与する「基本報酬」という考え方を採用しない方向

△現状の問題点：後見事務の内容にかかわらず一定の報酬が一律に付与される。

（2）財産額を基準に報酬を算定する考え方を採用しない

財産額が多額であっても後見事務が複雑とは限らず、財産額を基準に報酬額を算定する考え方を採用しない方向

△現状の問題点：財産額が多額であるだけで報酬額が高額になる。

(3) 身上監護事務や被後見人支援事務についても高く評価

財産管理事務以外の身上監護事務や被後見人支援事務についても高く評価する方向

→現状の問題点：財産管理事務以外の事務は、報酬算定の際に評価しづらい。

2. 考えられる方向性＝報酬算定の方法

報酬は、後見事務の難易度及びその事務の質に応じて評価する。

→現状の問題点：基本的に、後見事務の内容より財産額を基準として報酬が算定される。

「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」「同補足説明」によると具体的には次のようになる。

(1)「標準額」：「基本的」事務、「付加的」事務につき後見事務を類型化し、その標準的な難易度に応じて「標準額」を定める。

(2)「標準額の加減」：事務の質に応じて額を加減して具体的な金額を算定する。

まず、標準額があり、これに所要の加減をするのが、「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」の表における「加減要素の例」。

(3)「基本的」事務、「付加的」事務：「基本的」事務は、すべての事案において行うべき後見事務、「付加的」事務は、必要に応じて行うべき後見事務のこと。

「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」の表における「基本的」「付加的」の表示がこれにあたる。

また、「付加的」事務も「基本的」事務同様に、事務の質に応じて「付加的」事務の「標準額」を加減して具体的な金額を算定する。

第3. 意見・要望

1. 財産額の多寡を考慮すべきである

身上監護事務を重視するという理念には賛成であるが、他方で、財産管理事務を不当に軽視することになる方向性は容認できない。

管理財産額が多額であること自体によって、財産管理の責任が重くなる点を正当に評価すべきである。そのため、財産額に応じた基本報酬体系は、変更を要するとしても、一定の範囲で残すべきである。

このことは、不動産仲介、不動産賃貸管理、訴訟手続、登記手続等社会一般的商習慣において経験蓄積されてきた事実である。例えば、民事訴訟費用の算定においても訴訟物の価額が基礎とされるなど、社会において物の価値の高低が様々な費用の算定基準となっており、成年後見制度における後見人の報酬算定において財産額を考慮しないという考え方はこれら社会通念からすると特異な考え方であるばかりか、推定相続人における後見報酬の債務化という新たな問題が生じるおそれがあるため、一定程度財産額を考慮したバランスの取れた報酬体系とすべきである。

また、個別の財産管理業務について正当に加算を考えるのであれば、財産額に応じ

た加算の程度は検討の余地があると考える。財産額を考慮要素から一切排除することは相当でない。仮に報酬体系から財産額の多寡を完全に排除した場合、財産や収入が少ない事件においてそれらに見合わない報酬が付与されることになる。そうすると、後見人は報酬付与額を受領できず債権（被後見人からみると債務）が生じて累積された結果、後見終了時には相続人が債務を承継して後見人が相続人に未受領報酬を請求することになり、相続人は相続放棄を余儀なくされ、相続人から財産や収入に見合わない報酬体系に新たな不満が生じ、苦情が申し立てられる可能性がある。

2. 報告方法等について

(1) 身上監護事務は、法律行為及びそれに付随する事実行為であるのであれば、各家庭裁判所は身上監護の評価をする上でどのような説明、報告を後見人等に求めているのか、報告方法等を具体的に明らかにすることが求められる

　身上監護事務を重視するという理念には賛成であるが、何をどのように評価するのか説明が必要である。

　後見人等に求められる身上監護事務としては、例えば①入院等医療に関する契約の締結、費用の支払、②本人の住居の確保に関する契約の締結、費用の支払、③老人ホーム等の施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払、処遇の監視、異議申立て等が考えられるが、飽くまで後見人等の職務とされているのは、法律行為及びそれに付随する事実行為である。

　本人の身上監護の重視の名ものと、純粹な事実行為を後見人等の業務と捉えたり、またその部分を含めて評価することはないと思うが、今一度、後見人等に求められる身上監護事務の具体的な内容及びその範囲について、言い換えれば、身上監護の評価をする上で家庭裁判所がどのような説明、報告を後見人等に求めているのかについて、具体的に明らかにすべきである。例えば、今後の介護サービス計画を策定するためのサービス担当者会議に出席し、本人の意向を確認するために本人とも頻回に面談した場合、その報告方法はどのようにするのか。

(2) 報告において後見業務（特に身上監護）を適切に判断してもらうために、報告及び資料が多種多様多量になり、後見事務（報告）が繁雑になることは避けるべきである

　後見の具体的な事務について、「遺産分割」、「不動産売却」、「施設入所契約」等ある程度類型化することは可能であるが、他方、これらの類型ごとに事務を比較し、ある類型の事務は他の類型の事務に比し、難易度が高い又は低いなどと判断することは困難である。

　なぜなら、事務の難易度は、本人の意向、管理財産の価値の多寡、他の支援者の力量や助力の程度、親族の理解の程度、当該事務を行うための時間的制約、当該事務を行わなければならない背景的事情等様々な要素によって変わるものであるからである。そして、このことは、異なる類型の事務だけでなく、同一の類型の事務内でも同

じことが言える。このことによって、類型化における「標準額」によって一律に報酬を算定するとなると、その「加減」も含めて、後見事務の困難さをアピールしたくなり、後見事務の負担が増加するばかりか、その報酬付与の結果に対し、評価してもらえなかった後見人側の不満が蓄積する要因となる危惧がある。

本来、事務の質が高い・低いという「質」のことであれば、それを評価するのは成年後見制度の利用者である本人である。しかし、本人の評価を、報酬算定に反映させるのは非常に困難である。その中で、「基本的」事務においての「加減要素」、「付加的」事務においての「加減要素」は、先ほど述べたように各事案によって難易度が異なり、各後見人等がその主張をしないと「加算」されないとなると、客観的因素につき主張する手間が嵩むとともに、自己の主觀的因素が入り込むことも考えられ、提供される資料が膨大になるおそれがある。また、その家庭裁判所の判断に対し異議が言えないとしても反論等をする専門職が増える懸念がある。それらによって、家庭裁判所の事務が滞ってしまう懸念がある。

(3) 報告様式（書式）の整備

事務の質・難易度に応じた報酬体系に見直すのであれば、後見人が実際に行った後見事務の内容を裁判所が把握し適切に評価するための定期報告書及び報酬付与申立書の改訂が必要不可欠である。基本計画が言うように全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、改訂後の書式は申立て書式、添付書面も含めできる限り全国統一のものとして等しく支援を受けられるようすべきである。

また、複数の裁判所管轄の事案を抱える専門職特有の問題ではあるが、報告様式の決定、報酬算定の判断は裁判官の裁量に委ねられるとしても、裁判所によってその書式、添付書類が異なるのは非常に煩わしく、報告書作成に時間がかかり添付書類不足となる要因ともなる。また、今後、親族後見人、市民後見人、法人後見等の拡充を図っていく中では、できる限り報告様式も統一すべきである。

3. 報酬の算定

(1) 報酬目安がないと申立時に説明が出来ない

基本的な事務をしていれば報酬が付与されるが、金額までは示さないとすると、「基本的事務」及び「付加的事務」の報酬目安がないと申立時に説明が出来ないし、混乱するのではないか。そのため、「めやす」的なものを裁判所が提示することが望まれる。

新たな報酬算定の考え方でも後見事務を行っていく上で基本事務が存在することを前提にして、その標準額を定めるとしている。であるならその標準額を合算したものが基本標準額になるはずであり、その額は明確に示すことが望ましい。

(2) 減算については慎重に扱うべきである

減算については、後見人等が善管注意義務に違反して本人に損害を与えた場合や、親族が後見人であって扶養義務等の範囲内に事務が含まれる場合に限られるべきである。後見人は善管注意義務に違反しない限り、その広範な裁量によって本人の権利義務を護る活動をするのであるから、事務の執行方針によって報酬が加減されるのであれば、後見人の裁量に対する事実上の制限となる。

(3) 報酬の算定等の開示について

報酬について加点減点方式を採用するのであれば、具体的に個々の事件の報酬付与審判時において、申立人に対し、どの点について加算され、どの点について減額されたのかを書面で示すことを求める。後見人としての執務の在り方の見直しや後見報酬についての親族への説明においても有益である。

4. 成年後見制度利用支援事業が改善されてはじめて最高裁判所事務総局家庭局のスキームが可能となる

後見事務自体は非常に困難であり、多くの時間を要するにもかわらず、本人に資産がないため報酬が付与されない例がある。また、市区町村が報酬助成制度を用意している場合であっても、付加的事務に対する付加報酬まで手当されるような基準とはなっていない。付加的事務を行って報酬額が加算されても、その原資がなければ絵に描いた餅にしかならない。無報酬案件や、本人の資産から報酬を支弁できない案件に対する手当なしに今回の報酬体系変更は理解が得られない。

報酬の付与をある程度見込める案件について報酬額が減り、困難だが財産額が少ない案件について報酬付与の審判がされても、財産がそもそもない場合は支弁を受けられないという状況になると、困難案件はますます受託できなくなると思われる。ドイツのように、報酬定額制で、国家が決め、国家が報酬を出す制度も検討すべきだとの方もありうるが、日本では早急な実現は難しいと思われる。したがって、今のような報酬付与の在り方の見直しは本来、成年後見制度利用支援事業（報酬助成）が行き渡り、市区町村長申立要件等も廃止され、全件について正当な報酬が保障されるようになってから、実行すべきである。

厚生労働省は「成年後見制度利用支援事業の実施率が 80%」としているが、実態は、「首長申立案件に限る」「社会福祉協議会案件に限る」「後見類型案件に限る」「生活保護受給案件に限る」「年間 2 件の予算限り」等々の足枷があり、限定的な実施が少なくなく、非常に利用しにくい。確かに実施はされているが利用はできないという市区町村が多い。

当法人が 12 月に緊急に行った報酬に関するアンケート（会員 8300 人中 300 人回答）の結果から次の①～③を考慮すると、専門職後見人が事務を行ったにもかかわらず、まったく報酬を受領していないか、受領しても非常に低額な報酬しか付与されていない案件が現状でも 300／3035 件（約 1 割）あると考えられる。今回の報酬体系

の変更の内容を考慮すると、成年後見制度利用支援事業が整備されないままであつたとすると、問題がさらに大きくなる可能性がある。

- ①本人に資力がないため申立てをしていない件数が 58 件、
 - ②報酬付与の審判はされたが何らかの事情で報酬を受領できていない件数が 63 件、
 - ③本人の財産が少ないため非常に低額の報酬しか付与されていない件数は 179 件
- ①+②+③=300 件

当法人の会員が受託している成年後見等の件数は約 45000 件であるので、単純には計算できない部分もあるが、その 1 割に当たる 4500 件が現状でも専門職後見人が事務を行ったにもかかわらず、まったく報酬を受領していないか、受領しても非常に低額な報酬しか付与されていない状況がある。(アンケート結果は別紙参照)

厚生労働省に対して、形だけの統計ではなく、完全実施の市区町村、限定実施（類型限定・申立限定・生活保護限定等）の市区町村、申立助成のみ実施の市区町村、報酬助成のみ実施の市区町村、予算未実施の市区町村等国民目線での統計を出していただくよう働きかけをしていただきたい。

また、東京都において実施率が 50% を下回っているのは、東京都ないしは各市区町村が独自施策（あんしん生活創造事業等）を行っているからであるが、その理由は成年後見制度利用支援事業の利用のしにくさにある。障害者の場合（必須事業）と高齢者の場合（任意事業）との申請方法の違いも利用のしにくさとなっている。

なお、市区町村としては、限定を外し利用促進が図られた場合どれだけ予算が必要なのかということを把握したいはずである。厚生労働省に対して、先進的取組として、完全実施をしている市区町村の実績を公表し、市区町村の計画策定の支援をするよう働きかけをしていただきたい。

今後、報酬体系が変わった場合、身上監護が困難な事務の報酬の付与は高額な金額が審判されるが、本人の財産が少ないため後見人等の被後見人等への債権、被後見人等への求償権が残り続ける事案が増加することが懸念される。審判に基づく請求権ではあるが、後見人と被後見人が利益相反関係に立つようにも見え、問題を残す。

我々専門職後見人は今回の利用促進基本計画に基づき各市区町村計画が策定され、実行されることに積極的に関与していきたい。しかし、報酬体系の変更は、その気勢をそぐことにつながりかねないことを危惧する。

なお、障害者の団体の構成員から、成年後見制度利用支援事業等の報酬助成制度無くして、財産の少ない障害者の後見人等に対し高額な報酬付与審判が行われることとなることは避けて欲しい、成年後見制度が利用し難くなるとの意見を耳にする。

5. 後見事務等を業者等に委託した場合（確定申告等）の報酬の加減について「減」とすることの問題

確定申告を専門家に委託した場合を減額要素とすることには反対である。後見事務

を、専門的能力を持つ第三者に委託することは、本人の利益に適うものである。また、いたずらに加算のために後見人が委託すべき業務を自ら行い、本人に不利益を及ぼすことも懸念される。事務の方針によって、報酬が加減されることは、後見人の裁量を事実上制限することになる。

少なくとも、専門家に依頼した場合は減額要素とせず、後見人が自ら行った場合に、加算要素とするようにすべきである。

6. 報告書提出遅延・添付書類不足について

報告書提出遅延、添付書類不足が減額要素となっているが、その運用については柔軟な対応を求めたい。報告書提出遅延も添付書類不足も、事情がある場合もあるので、一律に減額することには疑義がある。

7. 「後見人の属性による差異について」の裁判所の考え方

専門職後見人、親族後見人及び市民後見人に付与される報酬の違いは、「標準額」においての違いではなく、「加減要素」の有無、「付加的事務」の有無によって変わるので、それとも、専門職後見人は「事務の質」が高いため今まで選任されてきた経緯があるので、「標準額」においても違いがあるものと考えているのか、今回示された案では必ずしも明確ではない。

専門職後見人（後見人等候補者名簿登載者）は、「後見の専門職」として、研修を自主的に受け知識を身につけ、報告等により団体の支援指導監督を受けることにより経験を積んでいる者であるが、その点は考慮されず親族後見人等と同様と位置付けられるのでは、後見事務の評価において問題がある。

親族後見人は身上監護面で頻回な面談等によりきめ細かな対応ができるとの意見があるが、後見人としての事務と親族としての事務が何なのかを区別し、後見事務の在り方を確立する必要がある。専門職後見人は、福祉職、親族等からの様々な情報により「後見の専門職」としての知見を基に判断を行い、後見事務としては高度な対応を行っている自負がある。そのことを正当に評価すべきである。

8. 監督人の場合の検討

- (1) 監督人の報酬算定に向けた基本的な考え方の議論も必要である。
- (2) 監督人の「新たな監督人報酬算定に向けた考え方（案）」「新たな監督人報酬算定基準検討のための参考資料」の議論が必要である。
- (3) 親族後見人に対する支援的短期後見監督人と通常の成年後見監督人等との違いはあるのか等の議論も必要である。

9. 慎重な導入と1年ごとの調査、評価、見直し

最後に、「新たな報酬算定基準検討」は成年後見制度利用促進において大きな影響を及ぼす事柄なので、導入にあたっては慎重な配慮が必要である。その上で 1 年ごとに調査、評価、見直しが行われることを要望する。

最高裁判所「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」及びその補足説明並びに
「新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）」に関する
(公社) 成年後見センター・リーガルサポート支部意見のまとめ

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
利用促進法対応対策部会

全体考察

1. 新報酬算定基準の考え方には異論はないが、問題点がある。

宮城、岩手、埼玉、千葉県、とちぎ、群馬、山梨、ながの、新潟県、福井県、石川県、大阪、兵庫、広島県、山口、しまね、高知、えひめ、大分、宮崎県、沖縄

2. 本部の意見に異論なし

函館、旭川、釧路、青森、秋田、ふくしま、東京、愛知、岐阜県、京都、奈良、滋賀、佐賀、長崎、熊本、鹿児島

3. 回答なし

茨城、三重、徳島

個別意見

1. 財産額が多額な場合には、それなりに考慮すべき。（ながの・鳥取・滋賀・えひめ・静岡・岐阜県）

(1) 財産額に応じた報酬の考え方には、一部修正した上で取り入れるべきである。財産額の多寡に応じて、一律に後見事務の難易度があがるということはないが、財産額が高くなれば、過誤が生じた際の責任の金額も大きくなり、後見人等が負うリスクも大きくなる。確かに、現行の基準では、財産額と報酬の連動の幅が大きすぎるという問題点があるが、おおむね、1000万円以上の財産については月額3万円という程度については妥当である。せめて、月額2万円～4万円程度については、財産額に応じた基本報酬という考え方を維持していただきたい。（鳥取・滋賀・えひめ）

(2) P1の(3)アの「報酬の加減要素」の箇所について、「報酬額について加算・減額の可能性がある典型的な要素を挙げたものである。実際には個別の事案に応じて必要となる「主な後見事務」の具体的な内容や、その難易度、負担の程度等を考慮して、報酬額が算出されることとなる。」とあるが、例示のないものについて、難易度や負担の程度はどうにして判断するのか。今までの裁判所が財産額や経済的利益額の多寡から報酬を算定していたため、業務として難易度が高く（様々な金融商品）、細かい業務（預貯金

出納帳作成）については、結局無視されてしまう恐れはないのか。（静岡）

(3) 財産は多額で相対的に困難ではない他の事件で後見等報酬がしっかりと付与されているからこそ、財産は少額で身上監護面では困難が予想される報酬を期待できない事件（成年後見制度利用支援事業も適用外）の後見等事件についても、何とか受託をしてこれたという現実的な視点も重要であり考慮していただきたい。（えひめ）

(4) 財産額が高くなれば後見人が負うリスクも高くなる。月額2～4万円程度については財産額に応じた基本報酬という考えを維持して欲しい。（鳥取）

(5) 被後見人の資産の多寡により「基本報酬」に差を付けることはないにせよ、通常想定される基本的業務を行った場合の基本標準額は、最低ラインとしても現行の基準額（東京家裁・大阪家裁で公表されているめやす額）は維持させるべきである。（千葉県）

2. 報告方法等について

報告において業務（特に身上保護）を適切に判断してもらうとなると、報告及び資料が多種多様多量になり、後見事務（報告）が繁雑になる。その資料に付、家裁で適切に判断してくれるのか今の体制では疑問だが、適切に判断されない場合は後見人等に不満が蓄積する。（千葉県・岡山県・富山県・静岡・埼玉・鳥取・滋賀・広島県・とちぎ・東京）

(1) 成年後見制度が施行されて18年、後見関係事件の申立件数が伸び、各家裁の報告書様式は簡略化の一途を辿ってきた。現在では身上監護事務についての報告項目は無いに等しく、特段の変化（施設入所、入退院など）があった場合にのみ報告する形式になっている。また財産管理事務についても特段の臨時収支がなく、収支予定の範囲内である限り、報告事項はないに等しいものになっている。専門職を含めたすべての後見人からの詳細な報告（報酬付与対象事項に対する数多くのアピール）が出された場合、適切な報酬付与の算定が可能なのか。今後は、日々苦労している後見人から自身の行った身上監護事務の「想い」をぶつけられることになり、その主観的評価と家裁の評価（低い場合）の違いに対し、これまで以上の不満が蓄積するのではないかと懸念する。（千葉県）

(2) 報告書の書式がどのようなものになるのか、後見業務の質が把握できるような書式にして統一して欲しい。例えば、裁判所は、すべての後見人は現金出納帳を作成しているものと考えているようである（「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」の事務的具体的な内容欄に記載があることが根拠）が、実際はそうではない。

現金出納帳を作成している後見人も作成していない後見人も「基本的事務」としての預貯金管理業務を適正に行ったとして、同一の報酬算定になるとすれば、後見業務の質に応じた報酬算定と言えないと思うので、差をつけるべきだと思うし、そのようなことも把握できる報告書の書式として欲しい。ケア会議の出席回数や本人との面談回数なども報告書の書式に盛り込んで欲しい。（岡山県）

(3) 基本的業務でも困難なものがある。それを申告により加減すると言うが、事案に応じてかなり差があるので、判定が困難ではないかと思われるし、裁判所の事務量が相当増

加する。また、業務を標準額から「減点」する業務とはどんなものか、業務を行ってないとの烙印になるのか。説明が必要である。(「減点」は無くて良いのではないか。)(富山県)

- (4) 後見人等はどうのようにしてその判断材料を提供することになるのか。後見人等は業務日誌に、行ったことを逐一箇条書きし、拘束時間(開始時間と終了時間)や所感を書けば足りるのか。それらをしっかりと裁判所は確認してくれるのか。いずれにせよ、今回の変更は裁判所にとっても大きな変更となると思う。業務内容を事細かにチェックしてもらいたい。(静岡)
- (5) この様な報酬基準が裁判所内部で適切に運用出来るかは(報告書の内容と実態との乖離があった場合の調査方法等)大いに疑問があります。裁判所はどの様に報告書と実態を調査するのか。(埼玉)
- (6) 真に必要な事務なのかどうかを裁判所が判定することは困難である。必要もないのに訪問を頻繁に行う等、その必要性の有無と関係なく、行った方が得であるという理由からなされる可能性がある。(鳥取・滋賀)
- (7) 身上監護の内容を確認するには、添付資料について『業務日誌』を家庭裁判所への報告に際して必須の添付資料とすべきと考える。(広島県)
- (8) 加算要素を増やす目的で本来行うことのない不必要的業務をたくさんする人もでてくるかもしれない。加算要素を審査するための資料を提出することになると、資料は膨大となり裁判所は対応できなくなると思うが、不十分な資料で加算要素を審査すると加算されない危険があり、盛った者勝ちになることが懸念される。例えば、記録をフォーマット化し関係者からの確認・証明等方式を取る等の検討が必要(岡山県・和歌山)
- (9) 報告する上でどのような記載をすればいいのかわかりやすい書式にして欲しい。(岩手)
- (10) 報告様式の全国統一(千葉県・熊本・東京)
- ①報酬算定基準を変更する前提として、新たな報酬算定の考え方を基にした全国統一様式の報告書(初回・定期・終了)及び報酬付与審判申立書を作成し、全国でその運用を徹底させていただきたい。また、最低1年程度の運用の中で家裁と専門職団体を含めた報告者側の意見を集約し問題点を整理、検討した結果を踏まえ明確な基準を公にした上で移行すべきである。(千葉県)
- ②報酬の基準・算定につき全国一律の適用ではないと思われる所以、今回の基準が地域格差是正につながるような適用を願う。(熊本)
- ③後見人が実際に行った後見事務の内容を裁判所が把握し適切に評価するためには、定期報告書及び報酬付与申立書の改訂が必要不可欠と思われるが、改訂後の書式は全国統一のものとして欲しい。複数の裁判所管轄の事案を抱える専門職特有の問題ではあるが、報酬算定の判断は裁判官の裁量に委ねられるとしても、裁判所によってその書式が異なるのは非常に煩わしい。(東京)

- ④報告する上でどのような記載をすればいいのか分かり易い書式にしていただきたい。
(例えばチェック方式のようなもの) =報告の仕方によって報酬に差がつくことにならないようにしていただきたい。(岩手)
- (11) 加減方式を採用するなら、審判時にどの点が加減されたのか書面で示して欲しい。執務の在り方や親族への説明においても有益である。(青森)
- (12) 「財産額に応じた報酬の目安」をもとに説明しています。付加・減額の細かいルールが公開されると、一般の方には理解が難しいのではないかと懸念される。(神奈川県)
- (13) 身上監護の評価についてどのような説明、報告を求めているのか不明。報告書の作成が上手な後見人のみが評価されるのは避けてもらいたい。(とちぎ)
- (14) 例示のないものについて難易度や負担の程度はどのように判断するのか今までの家裁の業務と比較すると難易度が高く細かい業務については結局無視されてしまう恐れはないのか。業務日誌に逐一業務内容を書き込めば家裁はそれを確認してくれるのか。家裁にとっても大きな変更になると思う。業務内容を事細かにチェックして欲しい。(静岡)
- (15) 身上監護は法律行為と事実行為との境目が難しい。どうしても事実行為を行わなければならぬ場合もあるが、それは法律行為に付随する事実行為として考慮してくれるのか。業務日誌の報告で足りるのか。事実行為は一切認めないのであればそれも含めて基準を示して欲しい。(静岡)
- (16) 身上保護について、定期的な本人との面会とあるが、その回数の目安が全く記載されておらず、この点は検討が必要である。頻回な訪問が必要の無い案件があるとの意見があるが、ほとんどの案件はアドボカシーの観点から最低でも月1回程度は面会すべきだと思うが、少なくとも訪問回数は記載させるようにすべきである。報告書のひな形に記載欄を設けてあまり少ない場合には相応の対応をするべきである。(奈良)
- (17) 身上保護という事務を数値化することがいいのであろうか疑問がある。(滋賀)
- (18) 報告の在り方によって報酬額に差異が出る可能性が高くなるので、報告書の記載方法については、十分な検討をして欲しい。(岩手、福岡)
- (19) 身上監護の評価については担当書記官によって加算減算に開きが出ないような統一的な運用をして欲しい。(福岡)
- (20) 市民後見人や親族後見人の活躍が期待されるところでありますが、報告が複雑だとその意欲をそぐことにならないか懸念される。(岩手)
- (21) この報酬算定基準を実施するのであれば、家裁はその内訳等を公開すべきと考える。この算出が後見人側・本人側双方が納得できるよう内訳を開示することは必須と考える。(奈良)
- (22) 基本標準額報酬(標準額を合算したもの)という考え方は、専門職後見人だけではなく、法人後見の受任主体である市町村社協やNPO法人の事業計画を立てる際、また、成年後見制度利用支援事業において行政側の予算立ての目安としても絶対に必要なも

のであるので、名称については変更したとしても、その額については明確な金額を設定し公にすべきである。(千葉県)

3. 報酬の算定

(1) 加減要素について

①本人が在宅の場合は加算されるべき。(札幌)

②「虐待案件」「対処困難な親族の存在」の加算がない=「財産管理の基本の方針決定及び収支予定表の作成」「身上監護の基本の方針決定」における「本人・親族等の意向調整困難(加)」にはいるのか?

本人以上に親族に対する対応が必要な事案が相当数ある。資料②「補足説明」P3のカにおいて「本人との信頼関係の構築・維持」のための事柄に言及しているが、本人だけではないはずである。基本計画P8では、「本人はもとより、親族、福祉・医療・地域の関係者等の支援者とも円滑な関係を築き、本人の意思決定を支援していく体制の構築が重要である。」と言っている。その加算要件として、「特別な対応を要する本人・親族複数(加)」としているが、「親族との信頼関係の構築・維持」の項目を加えるべきではないか。(札幌・静岡)

③標準額に対して加減を行うということであるが例示は加算に偏っている、標準額はかなり低額に設定されるのではないか。(静岡)

④交通の利便性の良い都市部と、交通機関が不便で移動距離も長い過疎地とでは、身上監護事務にかける時間・質に差異があると思われるが、全国どこにいても、同じサービスが受けられるという、成年後見制度利用促進計画の理念に照らせば、このような要素も加算事情とすべきである。(長崎)

⑤本人との面談については信頼関係の構築・維持が目的であれば基本事務と評価され加算要素とならないとのことだが、あまりに少ない場合は減額要素にすべき。(岡山県)

⑥真に必要な事務なのか家裁が判断することは困難である。後見人の基本事務になっている事項も親族や福祉職が動いてくれていることが本人の利益である場合もある。

(鳥取)

⑦減算については慎重に扱うべきである

減算については、後見人等が善管注意義務に違反して本人に損害を与えた場合や、親族が後見人であって扶養義務等の範囲内に事務が含まれる場合に限られるべきである。後見人は善管注意義務に違反しない限り、その広範な裁量によって本人の権利義務を護る活動をするのであるから、事務の執行方針によって報酬が加減されるのであれば、後見人の裁量に対する事実上の制限となる。(鳥取・滋賀)

⑧遺体の引取と葬儀の主催が加算事情とされているのであれば、納骨や永代供養の事務も加算事情に加えるのが妥当と思われる。(長崎)

⑨複数後見の報酬の案分は算定方法や基準が明確であり親族後見人にも納得がいくように按分されなければ不満が出て関係悪化に繋がる。(山形)

⑩複数後見の報酬算定の検討も求める。権限分掌があってもなくても専門職が多くの事務を行わざるを得ない場合が生じてしまう。(福岡)

(2) 報酬の算定等の開示について

①目安となる基本報酬額は設けるべきである。新たな報酬算定でも後見事務を行っていく上での基本事務が存在することを前提にしておりそうであるならその標準額を合算したものが基本標準額になるはずである。行政等の予算立ての目安としても必要なものであり、その額は明確にし、公開するべき。(千葉県)

②報酬が高額というのは的外れ。報酬算定に関して家裁の情報不開示による疑心暗鬼も存在していると考える。(とちぎ)

③この報酬算定基準を実施するのであれば、家裁はその内訳を公開すべき。異議の申立は認めないままが望ましい。報酬額の多寡については本人、親族等の苦情を受けることが推測される。この機を利用して報酬額を減額することも予想される。後見人、本人双方が納得できるように内訳を開示することは必須である。(奈良)

④初期、継続期、終了期の各時期の基本的事務の標準額はある程度一律に計算しうるものであり、その額が後見事務のベーシックな報酬となることから額の公開をして欲しい。付加的事務についてはほとんどが加算・減額の対象となるため標準額を決めがたく結果的に概略的な計算式を作ることで対応せざるを得なくなるのでは。その場合その算出根拠を示してもらいたい。(福岡)

⑤「専門職後見人と親族後見人の複数選任の場合、各後見人の役割及び行なった事務の内容を考慮して報酬を按分することを想定している。」部分ですが、報酬の算定方法や基準が明確であり、親族後見人にも納得のいくように按分されなければ、親族後見人から不満でてくるとともに、専門職と親族間の関係悪化やそれに伴う執務への影響が懸念されるため慎重な検討が必要と思われる。(山形)

4. 成年後見制度利用支援事業等報酬助成制度の確立について

(1) 成年後見制度利用支援事業の報酬助成は、未だ「首長申立に限る」等限定がある市町村が多くあり、形式的には制度自体はあるが利用できない制度となっている。(札幌・岩手・静岡・ながの・愛知・滋賀・鳥取・和歌山)

(2) 助成金等制度の充実なしには、成年後見制度利用の格差につながることを危惧する。(宮城)

(3) 後見制度が多く利用されることになれば、財産が少なく報酬の見込めない方の利用も増加することが予想されるがそういう方の受け皿はどのように考えているのか。ボランティア精神にお願いするだけでは持続可能な社会制度としては不十分ではないだろうか。これではますます後見人等のなり手が少なくなる。少なくとも、市町村の報酬助成や、それに類する報酬についてのフォローがセットでないとこの基準変更是成年後見利用促進の真逆の方向になるのではないか。(岩手・静岡・ながの・愛知・滋賀・鳥

取・えひめ)

- (4) 本人に資産がなくても後見人として行わなければならない事務が多い（逆に本人に資産がない故に事務内容が複雑困難となる場合もある）ことは後見事件の場合、決して珍しいことではない。従って後見人の事務内容に対応した報酬額算定に移行するのであれば、資産の乏しい本人の場合にも事務内容に見合った報酬を後見人が実際に受領できるよう、後見報酬の財源に対する手当がなされていることが大前提である。

多くの自治体で成年後見制度利用支援事業の要綱は整備されているものの、十分な予算を組んでいなかったり、利用条件を市町村長申立案件に限定している、という自治体が多数で、新しい報酬算定に対応しうるだけの財源上の基盤は未だ整備されていないというのが現状である。報酬の財源の問題が解決する前に新しい後見報酬算定制度に移行するのは、実質的な後見報酬の切り下げであり、時期尚早であると言わざるを得ない。

各市町に対し、その地域の専門職が連携して運用改善を求める結果には程遠い現状において、報酬基準の改定は、単に裁判所の内部基準の変更にとどまるものではなく、成年後見制度利用支援事業の運用を含め、厚労省を交えて実効性のある方策を打ち出していただきたいと、ここに強く希望します。（青森・神奈川県・ながの・長崎・とちぎ・滋賀・奈良・福岡）

- (5) 無報酬事案の手当は必須である。（愛知）

- (6) 報酬の考え方を変えるのであれば成年後見制度利用支援事業でいかなる案件も報酬を担保できるものにするべきである。（和歌山）

- (7) 報酬が見込めない事案についてどう考えているのかも報酬算定基準に盛り込んで欲しい。（岩手）

- (8) 困難案件について相当な報酬が認められても本人に資産がない場合は報酬が出ない恐れがある。（ながの）

5. 後見事務等を業者等に委託した場合（確定申告等）の報酬の加減について「減」とすることの問題（青森・静岡・京都・鳥取・滋賀・広島県・岡山県・香川県・長崎・とちぎ・東京）

- (1) 確定申告を税理士に依頼するのは被後見人等の税務申告・納税義務を適正確実に履行するためのものであり、税理士への依頼が後見人報酬減額要素とするということは後見人一般に税理士と同水準の税務への精通を要求することと等しく、後見制度の利用者及び後見人自身を地域社会全体で支えようとする促進法の理念にも反するべきである。また、自己で出来る簡単な確定申告もあれば、税理士に委託する場合でも収入先、医療費用、社会保険等が多数で手間のかかる場合もある。（青森・静岡・京都）

- (2) 確定申告の依頼は、通常、本人が行うべき事務ではなく、税理士に任せることが必要である。もちろん、一般市民が賃料等の確定申告を行っている事案も多いが、適切な税

務申告がなされておらず、大きな損害を被っても気づいていない事例が散見される。当支部の会員でも、譲渡所得税の申告に関し、取得費が不明なため、自分で申告したならば270万円程度の譲渡所得税が課税されるだろうと見込んでいたが、税理士に依頼したところ、概算での取得費計算の方法を採用してもらい、結果として納税額が0円となつた経験を有するものがある。また、成年被後見人は、障害に関する証明書等がなくても特別障害者として扱うため、40万円の所得控除が受けられる。また、扶養親族に6か月以上寝たきりの者がいる場合には、同居特別障害者として75万円の控除が受けられる。しかし、税務の専門知識がなくては、このような控除等に気づかず申告してしまい、しかも、その過誤について誰も気づくことがなく看過されてしまう。相続税や不動産売却に伴う確定申告などの税務申告を要する場面において、税理士への依頼を減算要素とするのであれば、税務知識があまりない者が申告することを助長することになり、結果的に本人の損害につながることを危惧する。

つまり、確定申告自体は素人であってもできるが、税務の専門家に依頼することにより、不測の過誤を防ぎ、本人のためにすることができる。よって、税務の専門家に依頼することが本人の利益に資することになる。(青森・静岡・京都・鳥取・滋賀・広島県・岡山県・香川県・長崎・とちぎ・東京)

- (3) 確定申告手続を税理士に委託することは減額対象とされているが、逆に税理士依頼を通常として、後見人等が行う場合は付加の対象として頂きたい。(東京)
- (4) 専門的能力を持つ第三者に事務を委託することは本人の利益に適うものであるので、確定申告を税理士に依頼することが減額要素、不動産の仲介を依頼せずに後見人自ら行うと加算要素という考え方にはつべきではない。(鳥取)
- (5) 業者に委託をする場合その前段として種々の業務を基本事務とは別に行っている。必ず加算する要素ではないにしろ減額要素にはなり得ない。確定申告を税理士に依頼することが減額要素になっているが依頼するのが一般的でないとするのは検討を求める。(福岡)
- (6) 減算については後見人が善管注意義務に違反して本人に損害を与えた場合、親族が後見人で扶養義務の範囲内に事務が含まれる場合に限られるべきである。事務の方針によって、報酬が加減されるのであれば、後見人の裁量に対する事実上の制限となる。(鳥取)

6. 報告書提出遅延・添付書類不足について

- ・提出遅延は何か月と期限を示して欲しい。遅延の理由が合理的なら減額要素から外すべきである。(青森)
- ・添付書類の不足は家裁から必要な書類の一覧が提示されるなどの運用がなされるべきである。(青森)
- ・悪質な報告遅滞、添付漏れでない限り減額すべきではない。(鳥取・滋賀・東京)
- ・添付書類の不足のみを持って減額することは慎重にしてもらいたい。最低限必要な書

- 類を明確に定めてもらいこれに不足がある場合は減額しても良い。(香川県)
- ・添付書類不足は家庭裁判所毎、担当書記官毎により相違もあるので減額要素から除くか必要書類の統一を求める。(福岡・香川県)
- ・報告書遅滞が減額要素になっているが個々に事情がある場合もあるので一律に減額することには疑義がある。(東京)

7. 「後見人の属性による差異について」の裁判所の考え方に対する疑問(静岡・和歌山・とちぎ・東京・鳥取・滋賀)

(1) 専門職が就任していること自体への評価を、基本報酬とすべきである。

専門職後見人が就任すること自体によって、本人の安心な生活が担保されている。例えば、親族や周囲の者から虐待等を受けている者、不当な金銭の要求を受けている者などが典型的な例であるが、専門職後見人が就任することにより、周囲の加害者が手を出せなくなることがある。

また、身寄りがない場合には施設も入所を受け入れないことがあるが、後見人が就任することにより、施設入所が可能になることがある。

このように、具体的に後見人が事務をしなくとも、後見人が就任すること自体により本人を権利侵害から守り、適切な居場所を確保するなどということができるのであるが、これらは事務内容として報告書に記載することは困難である。

また、生活保護の受給に関しても、当初の受給申請を行うだけではなく、3か月に1回程度収入申告書を提出し、また、おむつ代の領収書を集めて市役所に請求したり、通院のためのタクシー代の領収書を集めて市役所に請求したりという事務がある。

よって、これらの無形の後見人の貢献を、報告書に記載しない場合でも基本報酬として取り入れるべきである。いずれにせよ、どの案件でも月額2～3万円程度の報酬は得られるようにするべきである。この金額を下回ると、後見人の給源に支障を来すおそれがある。(鳥取・滋賀)

(2) P5第3の1において、後見人の属性による差異は設けない、という考え方方が示されているが、この考え方方が徹底されるかどうかの調査をする手段がなく、実際にどうなるのか、気になるところである。専門職でも三士会と親族後見人に関しては差異を設けるべきである。理由は専門職が親族後見人や一般後見人よりも、一般的に高い後見業務の質を担保するのにコストがかかるからである。(静岡・和歌山)

(3) 「後見人の属性による差異について」の部分は専門職として心外に思います。専門職後見人はその職に就くまでに、倫理はもとより高度な知見を身につけることが求められ、仮に間違いがあった場合には資格そのものを返上する姿勢が問われるのに対し「基本的には専門職後見人と親族後見人との間で標準額に差を設けることは想定していない」とする表記は、専門職がこれまで行ってきた後見人としての業務そのものの否定のように受け取られ、看過できない表記かと考えます。専門職後見人と親族後見人は、同

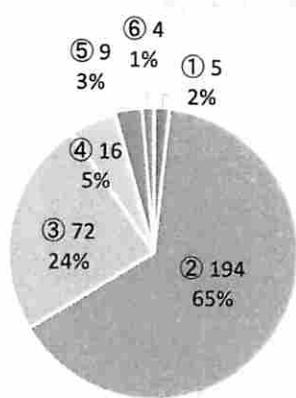
じ業務を行うにしても、そこに至る経緯が全く異なるのであり、大袈裟ではありますが、専門職の経緯や経過に対する評価をしないとする「検討」は、専門職の否定であると思います。(とちぎ)

- (4) 「専門職後見人と親族後見人との間で標準額に差を設けることは想定していない」という考えが裁判所の基本スタンスとして残っているのであれば、あまりにも専門職の業務に対する理解が欠けていると思わざるを得ない。情愛に基づき後見業務を行う親族後見人と、業務の一環として後見業務を行う専門職とでは、報酬に対する捉え方が根本的に異なることを裁判所には十分理解していただきたい。(東京)
- (5) 不正防止の観点からは、専門職でも所属団体の指導監督を受ける場合とそうでない場合は差異を設けるべきである。(和歌山)

8. その他

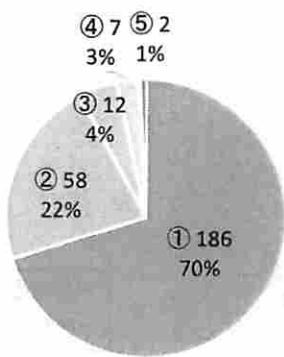
- (1) 今後消費税が10%になることの報酬への考慮は、裁判所あるいは本部において議論の余地はありますでしょうか。5%→8%の際に、詳細に検討されたのかどうか寡聞にして私は存じませんが、その前後の報酬を比較しますとあまり反映されたとは思えません。10%となれば、消費税課税事業者には影響が大きいかと思います。(とちぎ)
- (2) 死後事務は公式な資料として項目だてせずに「死後に特別に困難な事務を遂行した」等の抽象的な書き方にとどめるべきである。(鳥取)
- (3) 報酬決定を行うまでの原則的な期間を公開してもらいたい。(福岡)
- (4) 成年後見監督人の場合の検討
成年後見監督人の報酬基準の検討は、特に親族後見人に対する指導・支援は相当な業務量であり、後見人とは違った視点での検討が必要である。(東京)
- (5) 身上監護の評価は家裁自身がその現場を理解していなければ適切な評価はできない。なにかしら家裁内での対応を検討して欲しい。(福岡)
- (6) 今回の基準が地域格差是正に繋がるような適用につき意見をしてもらいたい。(熊本)
- (7) これまで専門職後見人について、本人の身上監護あるいは親族対応がなおざりとなってしまった部分は大いに反省すべきであるが、一方で「報酬が高額である」という批判は的外れであると考える。すなわち社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業と専門職後見人の後見業務は全く異なるものであり、個々の金銭感覚から派生する具体的な金額を以て、高額か否かを論じることに違和感を覚える。「高額である」という批判は、金銭的な部分もさることながら、報酬算定に関して裁判所の情報不開示による疑心暗鬼も存在していると考える。(とちぎ)

設問1 現在受任している法定後見の件数



回答者数:300

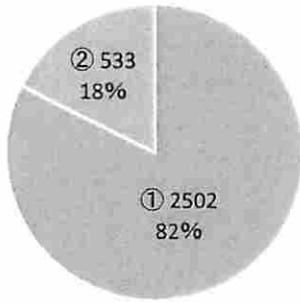
設問2 設問1のうち、報酬付与審判の申立てをしている件数



回答者数:300

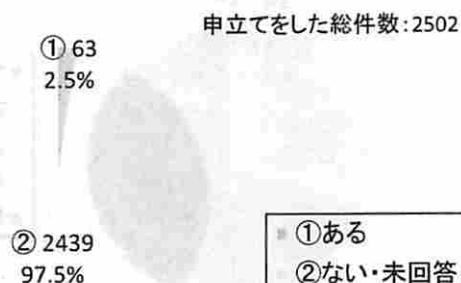
申立ての割合

受任している法定後見の
総件数:3035

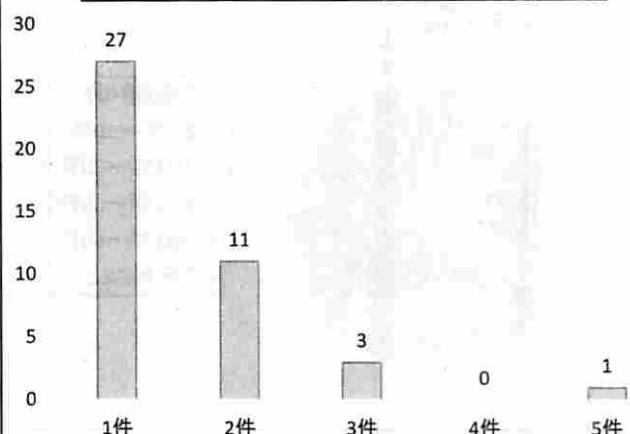


- ①申立てをしている
- ②申立てをしていない

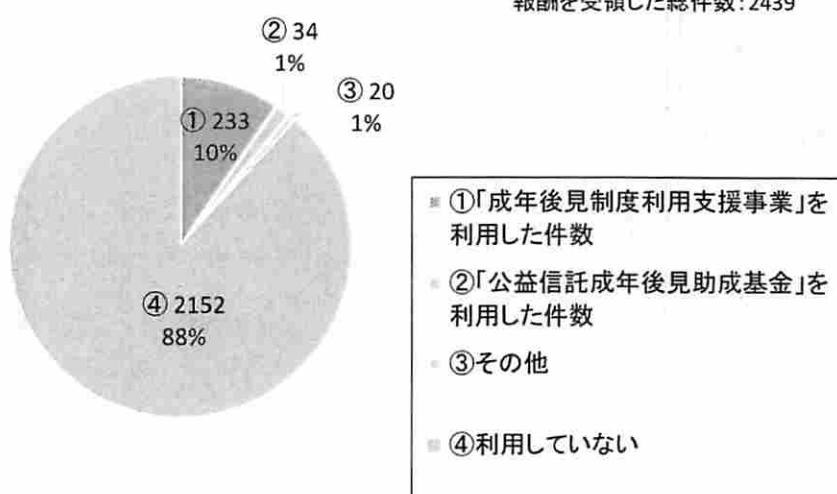
設問3 報酬付与の審判はされたが、何らかの事情で報酬を受領できていない、あるいは受領できていなかった割合



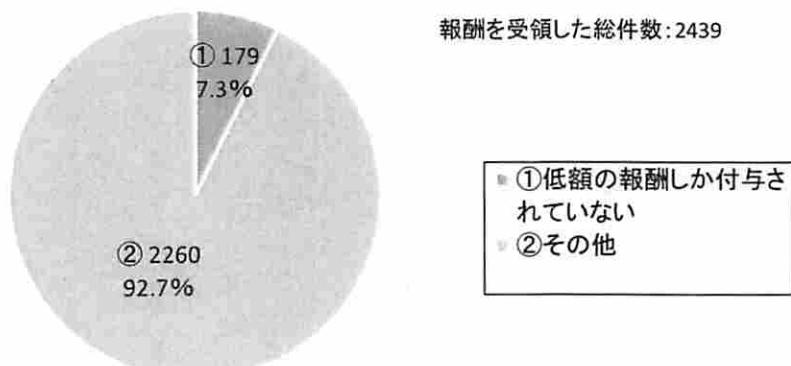
設問4 設問3で「ある」にチェックをつけた場合の件数



設問6・7・8 助成制度を利用した件数

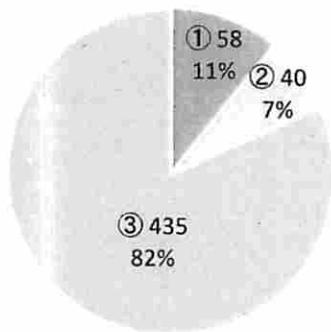


設問11 本人の財産が少ないため非常に低額の報酬しか付与されていない場合の件数



設問13・16 報酬付与審判の申立てをしていない案件の理由

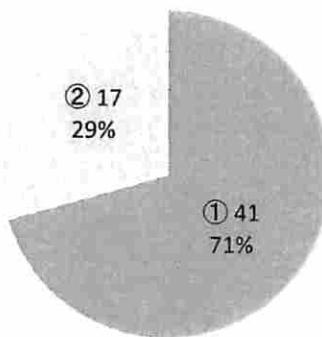
報酬付与審判の申立てをしていない総案件数:533



- ①本人に資力がない
- ②それ以外
- ③未回答

設問14 設問13「本人に資力がない」ため申立てをしていない案件のうち、助成制度が使いにくいため申立てをしていない案件

本人に資力がない
総案件数:58



- ①「助成制度が使いにくい」などのために申立てをしていない件数
- ②その他

2019年1月16日

「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」（補足説明含む）への意見

公益社団法人 日本社会福祉士会

1 「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」に追加すべき事項について

(1) 「2 繼続中・身上監護事務・付加的・年金受給申請」の欄について

障害年金の遡及請求は、報酬の加減要素の例の加算要因となるのではないか。

(2) 「2 繼続中・身上監護事務・基本的」欄について

主な後見事務に「支援者ネットワークの構築・活用」欄を新設、事務の具体的な内容に「医療・福祉関係者等とのカンファレンス」、報酬の加減要素の例に「支援者ネットワークの構築」に加え「支援者ネットワークの再編成・機能強化」を加えていただきたい。

2 身上監護事務の加算を求める際の根拠となる報告書添付書式（案）について（別紙）

「面会の頻度」については、「面会等による本人の状況の把握」とし、原則月1回は行うことを標準的な事務と考えることを提案する。

月1回とは他のサービス提供においても最低レベルの頻度であり、後見人の立場としては、本人との面談という方法だけではなく、会議への参加や病院施設スタッフからの状況聞き取り、在宅の場合はケアマネージャーとの連絡など、多様かつ適切な方法で本人の状況を確認することはどのような対象者であったとしても同様に必要であると考える。「毎月会いに行くことが本人にとって負担になる」という見解が示されていたが、「本人にとって負担」という評価や判断根拠が不明確であり、誰がどのようにそう判断したのか、後見人の利便性のためにそのような判断がなされ、それが延々と継続していることとの峻別が困難である。

補足説明に、回数を固定化させることが目的ではないことを明記し、頻回に訪問した場合の加算に対しても、後見人の個人的見解だけで判断されたものではなく、支援チームのネットワーク内での協議を前提とすることを条件とし、客観性を有する判断の根拠として、別紙書式案のような資料の提出が必要と考える。

「支援者ネットワーク」については、既存のネットワークを活用することは標準的な業務であるが、新たなネットワークを構築するだけではなく、再編成することや、既存のネットワークの機能強化のために会議を開催するなどは、加算対象となると考える。それらの事務に関しても、別紙書式案のような書類を提出されることにより、加算要素となる事務の根拠を示す資料となり得る。

3 報酬負担困難な対象者の成年後見制度利用促進のための対応策検討の必要性について

生活保護受給者や低所得者が報酬を負担できないために制度の利用につながらない、あるいは、制度の利用につながっても報酬が期待できないために受任者がいない、ということについては、成年後見制度利用支援事業の適用が常に問題になるが、地域差が拡大するばかりである。成年後見制度利用支援事業の必須化・活性化はもとより、社会福祉制度や社会保障制度のあり方そのものに、後見制度の費用負担について国レベルでの議論を開始する時期ではないか。その議論が始まることを前提とした、報酬付与のあり方の検討が必要ではないかと考える。

以上

別紙 身上監護事務の加算を求める際の根拠となる報告書添付書式（案）について

項目（案）	記載例
会議開催日	20××年○月○日
会議参加者	本人、ケアマネ、長女、サービス提供責任者、後見人
本人の後見支援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた在宅での生活を維持する ・訪問販売の被害にあわないように見守る
会議の主要テーマ ① 本人の状態の把握について (就任時、状況が変化したとき等) ② 支援関係者（チーム）の構築・再編成・ 機能強化について ③ 支援方針について（通常以外の状況が 生じたとき等） ④ その他	②について <ul style="list-style-type: none"> ・新たなサービス利用の必要性について ・チームの再編成について
テーマに対する本人の意向や希望	<ul style="list-style-type: none"> ・「訪問販売の被害にあいそうになって困った。」 ・「これ以上、人が訪問するのは困る。」
決定したこと (主に後見実務の内容を記載する)	新たなサービス提供者が入るときには、ケアマネと後見人が同行して本人に説明し、本人の意向を尊重した支援を提供する 後見人は、定期訪問以外の訪問も可能な範囲で調整する
報酬加算の根拠	サービス導入調整時期の2ヶ月の間、訪問回数が5回あった
備考 (会議を開催できなかったが、同様の調整を行った場合など)	

別紙 身上監護事務の加算を求める際の根拠となる報告書添付書式（案）にかかる補足説明

1 書式（案）活用時の場面

- ・身上監護事務が通常の範囲を超える、加算対象となる場合に使用する。
- ・相応の理由により面会頻度が少ない場合、減算対象とならない根拠を示すために使用する。
- ・本人情報シートとともに提出する。

後見人の主観的独断的判断ではないことを客観的に示すことが本書式の目的であるため、本人の参加（本人の意向確認）を前提としたチームによる協議によって、後見人の実務が通常の範囲を超えたことを記載するシート案として作成した。

このような趣旨の書式は、全国的に統一されたものがあると望ましいが、目的にかなっていれば既存の別シートの活用も可と考える。

2 家庭裁判所におけるチェックポイント

- ・複数者（本人含む）参加による会議（類似形態含む）が開催されていることの確認
- ・テーマより、通常のカンファレンスとは異なる協議であることの確認
- ・本人の意向が反映されている（意思決定支援に取り組んでいる）ことの確認
- ・後見人の実務の妥当性の確認（訪問回数が頻回もしくは通常より少なくとも、減算にならない等）

新たな報酬算定基準検討のための参考資料

※「基本的」事務は、すべての事業において行うべき後見事務、「付加的」事務は、必要に応じて行うべき後見事務であり、いずれも主要なものを挙げている。

※基本的事務における「基本の方針」とは、日常的な後見事務についての方針を指している。
※専門職後見人と親族後見人の複数選任の場合複数選任しない場合は、各後見人の役割及び行った事務の内容を考慮して報酬を按分することを想定している。

主な後見事務		事務の具体的な内容	報酬の加減要素の例
1 初期(就任時～から初回報告まで)			
財産管理事務	基本的	本人財産の調査と財産管理面でのニーズ・課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・事件記録の閲覧・照査 ・本人・親族からの確認の引継ぎ ・部役員等の確認(回送嘱託申立てを含む。)の照査
	基本的	財産目録の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・財産権算(加)
	基本的	金融機関等への後見人届出	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関・保険会社・年金事務所・市町村各窓口(介護保険・医療保険等)の後見人届出 ・金融機関等多数(加)
	基本的	財産管理の基本の方針決定及び収支予定表の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告までの方針決定 ・本人・親族等の意向調整困難(加) ・親族間扶養調整(加)
身上監護事務	基本的	本人の心身・生活状況と身上監護面での課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・本人・親族との面談 ・医療・福祉関係者等からの聴取
	基本的	身上監護の基本の方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・定期報告までの基本の方針の決定 ・支援者ネットワークの構築(加) ・本人・親族等の意向調整困難(加)
報告事務	基本的	後見事務報告書(初回)の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・提出の遅延、添付書類不足(減)
2 繼続中(初回報告後から終了まで)			
財産管理事務	基本的	現金・預貯金	<ul style="list-style-type: none"> ・財産の管理と記録 ・定期的な収入の確認 ・本人の生活費その他の各種費用の支払 ・現金の納帳の作成 ・収支に関する資料等の保管
		有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・証券会社からの送付書類等の確認
		不動産	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資本税等の支払 ・維持管理・修繕 ・火災保険の締結・更新
		その他財産	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理困難(加)
	基本的	財産管理の基本の方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・次回定期報告までの方針決定 ・財産状況に変化があった場合の方針変更 ・本人・親族等の意向調整困難(加) ・親族間扶養調整(加)
	付加的	後見制度支援信託・支援預金の契約	
	付加的	不動産任意売却	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の性質・規模(加) ・不動産査定(加) ・売却困難(加) ・仲介業者依頼(減) ・後見人自ら売却先探し(加) ・後見人自ら登記手続(加)
	付加的	不動産賃貸管理	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の性質・規模(加) ・賃貸物件多数(加) ・賃借人対応(加) ・賃料金・賃借料(減) ・後見人自ら登記手続(加)
	付加的	相続手続	<ul style="list-style-type: none"> ・相続財産の内容(加) ・財産権算(加) ・後見人自ら登記手続(加)
	付加的	訴訟外示談	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的利益大(加) ・紛争権算(加)
	付加的	債務整理	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的利益大(加) ・債権者多数(加)
	付加的	遺產分割協議	<ul style="list-style-type: none"> ・相続的利益大(加) ・紛争権算・調整困難(加) ・分割協議案作成(加)
	付加的	訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ・相続的利益大(加) ・紛争権算(加) ・開廷困難(加) ・毎日出頭の回数・内容(加) ・書面提出の回数・内容(加)
	付加的	賃貸・審判	<ul style="list-style-type: none"> ・相続的利益大(加) ・毎日出頭の回数・内容(加)
	付加的	保険金請求及び受領	<ul style="list-style-type: none"> ・相続的利益大(加) ・請求手続推進(加)
	付加的	確定申告手続	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類等の準備 ・申告手続複雑(加) ・税理士依頼(減)
身上監護事務	基本的	本人の心身・生活状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な本人との面会(面会の目的をどう考えるか?) ・本人の意思による本人のけいれん(原則月1回) ・親族や医療・福祉関係者等からの聴取
	基本的	身上監護の基本の方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・次回定期報告までの基本の方針の決定 ・入所先施設の計画書等の更新 ・本人の心身の状況に変化があった場合の方針変更
	基本的	支援者ネットワークの構築・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉関係者等とのカンファレンス
	付加的	年金受給申請	<ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳
	付加的	生活保護受給申請	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳
	付加的	介護保険申請・内容変更	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険認定の申請・更新 ・介護保険負担限度額認定の申請・更新 ・介護保険高額介護サービス費還付申請
	付加的	障害者医療費助成申請・内容変更	
	付加的	その他各種申請(福祉サービスを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・(福祉サービスについて)本人の意思確認
	付加的	医療契約	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思確認
	付加的	住宅の改修契約	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思確認
	付加的	転居	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思確認 ・入居先・介護・医療施設を含む。の選定 ・入居契約締結 ・入居・退去に伴う事務手続
その他	基本的	本人との信頼関係の構築・維持	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な本人との面会(面会の目的をどう考えるか?) ・自身監護における本人の状況確認と兼ねて行う
報告事務	付加的	後見事務報告書(定期)の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・提出の遅延(加)
報告事務	基本的	後見事務報告書(最終)の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・提出の遅延、添付書類不足(減)
3 終了時			
財産管理事務	基本的	事件終了(死亡等の事実を含む。)の關係機関への通知	
	基本的	債務の弁済	<ul style="list-style-type: none"> ・特定困難(加)
	基本的	管轄計算	
	基本的	親族への財産引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・引継困難(加)
	付加的	火葬・埋葬の契約	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の引取(加) ・後見人が親族(減)
	付加的	葬儀契約	<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀を主催(加)
	付加的	相続人調査	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人多数(加)
	付加的	相続財産管理人選任申立て	
	報告事務	後見事務報告書(最終)の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・提出の遅延、添付書類不足(減)